

政策経営・総務・財政委員会記録
【速報版】

令和8年2月12日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 川口広委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由をお願いいたします。

なお、佐藤副市長はほかの委員会に出席しておりますので、審査の状況により当委員会に出席することになりますので御了承をお願いいたします。



◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 まずは議会局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。

- 豊議会局長 よろしくをお願いいたします。市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち、議会局関係部分について御説明いたします。

説明資料の2ページを御覧願います。

歳出予算の第1款第1項、議会費につきまして議会局の職員人件費87万1000円を減額補正しようとするものでございます。

補正の内容につきましては、4ページを御覧願います。

第1款第1項第1目議会費の右側にあります第2節給料を139万円増額し、第3節職員手当を257万5000円増額し、第4節共済費を483万6000円減額するものでございます。

説明は以上でございます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異なし」と呼ぶ者あり）

- 川口広委員長 それでは採決いたします。

本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

以上で、議会局関係の審査は終了いたしましたので、次に、監査委員関係に入ります。

当局の参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時01分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前10時02分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 監査委員関係の審査に入ります。

鈴木副市長もほかの委員会に参加しているようですので、終わり次第参加してくださいということですのでよろしくお願いいたします。

当局からの発言に際しましては着座のままで結構です。

市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。

- 杉本尚子監査事務局長 よろしく申し上げます。市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち、監査事務局関係部分について御説明をいたします。

ファイルの2ページを御覧ください。

歳出予算の第2款総務費、第13項の監査費を38万8000円増額補正しようとするものでございます。こちらは事務局職員の人件費についての補正となります。内訳につきましては3ページを御覧ください。第13項監査費のうち、第1目の監査委員費の第2節給料を156万3000円増額補正、第3節職員手当等を196万8000円増額補正、第4節共済費を314万3000円減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。

（発言する者なし）

- 川口広委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 川口広委員長 特に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 川口広委員長 それでは採決いたします。

本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

以上で、監査委員関係の審査は終了いたしましたので、次に、選挙管理委員会関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。ありがとうございました。

休憩時刻 午前10時04分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前10時05分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市報第31号の審査、採決

- 川口広委員長 選挙管理委員会関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては着座のままです。
初めに、市報第31号を議題に供します。

市報第31号 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）についての専決処分報告

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
○ 武島選挙管理委員会事務局長 よろしくお願ひします。それでは、市報第31号令和7年度横浜市一般会計補正予算第5号についての専決処分報告につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

補正理由及び概要でございますが、令和8年1月19日に内閣総理大臣が通常国会の召集日1月23日に衆議院を解散することを表明し、2月8日を投開票日とする第51回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。選挙準備事務を早急に進める必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和8年1月19日に令和7年度横浜市一般会計補正予算第5号の市長専決処分を行いました。本議案は同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認をお願いするものでございます。補正額についてでございますが、2款総務費の14項選挙費、5目衆議院議員選挙費について、15億円を補正額として計上しております。内訳につきましては表に記載のとおりでございます。

以上、地方第31号令和7年度横浜市一般会計補正予算第5号についての専決処分報告につきまして、御説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
○ 福地茂委員 御説明ありがとうございます。今回のこの予算の中でやっていた期日前とかに持っていくような選挙はがき、皆さんあれが来ると、行こうかという気持ちに一般的になるものなのですが早く届いたと思っています。いつも終盤になって、やっと届くみたいな感じだったのですが結構早く届いたので、その理由とかを教えてくださいたいのですが。
○ 武島選挙管理委員会事務局長 委員御指摘のとおり令和6年の10月の衆議院選挙のときと比べまして、全世界帯に配布を完了したのは約1日早く終わっております。今回、選挙に投票の御案内、これを間に合わせるために通常は封書でやっていたのですけれども、これを作業工程が短縮できるはがきに切り替えさせていただきました。それによって、配送を郵便局に入れるスケジュールを短縮することで、結果的には公示日にはそれでも難しかったのですけれども、そのような形で何とか前回よりは早く配り終えることができました。
○ 福地茂委員 ありがとうございます。封書よりもはがきのほうが早いなら、はがきで今後やってほしいの

ですが、また選挙の内容によっては、選挙によっては封書になっちゃうのですか。はがきと封書で何で時間が違うのか御説明いただけますでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** はがきでも今回できることが分かったことは、非常に我々にとっては手法としてオプションが増えていいことだなと思っております。

はがきと封書で、どう違うのかということなのですが、まず、はがきのほうが印刷事業者の作業工程の段階が少ないのです。封書にしますと、まず封書の作成から始まりまして各世帯の人員もそれぞれに違うのですが、それをきちんと管理して、それぞれの封筒に入れていくというので。管理の範囲といえますか作業時間がかかります。はがきの場合は、それぞれ個人を印刷してカッティングしていけばいいということで比較的早くできると。

封書が、それではなぜよいのかと申し上げますと、かつてははがきでやっていた時代がありましたが多く封書に変わってきているのは、その当時でも現在でもそうだったのですが、世帯の方に同時に届かないというケースが御家庭によってはありまして、それによって問合せですとか御心配とかもありましたので封書に変えています。それと封書にすることによって、情報量的には増やせます。期日前投票の御案内ですとか投票所の場所の地図ですとか。はがきですと情報量をある程度限定して、それでもスピードを優先するということが可能ということで。そういうそれぞれのメリットが双方ございますので、今後につきまして選挙が行われる事情に応じまして、どちらがより効果的かということ判断しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

- **福地茂委員** よく分かりました。当然はがきのほうが、その場合、家族の人数にもよると思うのですが、単身世帯が増えればコストははがきのほうが安くなるような気もするのですが、複数世帯の家族構成のほうが多い場合は、封筒のほうがやや安い、はがきのほうが高いということになると思うのです。今のお話が全てだと思うのですが、予算にかかわらず1日でも早く正確に届く手段を今後も選んでいただきたいなど。これは民主主義の根幹で、恐らく期日前も私の把握しているところでは今回は投票率が上がったものと思えますし、トータルの投票率も上がったと思うのですが期日前の投票率も上がっているのではないかなど。それははがきによるスピーディーな送達によるものも影響があったのではないかなどと思います。もし期日前の投票率みたいなものが分かれば。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 期日前投票は、率というよりは期日前投票者数で主に把握しているのですが、こちらも前回の衆議院選挙を上回っております。前回比で1.34倍ということで実数としては70万7000強の方が期間中累計で投票しております。御参考までに、最終的な投票率は57%でして、こちらも前回令和6年に比べますと55.49%でしたので、1.51ポイント上回るという結果になっております。

- **福地茂委員** 選挙管理委員会の投票率というのは選挙で何を問うかとかというのにもよるし、国民の注目度にもよると思うのですが、投票率というのは皆さんの成績表みたいなものだと思いますから、ぜひ投票率を高めるのだと、一日でも早く届くのだということを優先して、はがきか封書かを今後は御判断いただきたいということを要望しておきます。

もう一問、させていただきます。予算に関わることなので、人件費が昨今どんどん上がっている中であって、掲示板をつけていただいている方々、各地域でやっていただいていると思うのですが、その方々の人件費というか発注する予算も上げていかなきゃいけないし。

これが受け手がなくなるといけないのと時間がかかって、また掲示板がつくことによって国民の皆さん

の選挙意欲、選挙だという感覚が高まるものですから。それがぎりぎりになったりおそろかになってはいけないと思うのですが、その辺りの人件費というか掲示板の設置費用みたいなものを上げてもらいたいと思うのですがいかがですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** ポスター掲示場の設置は、横浜市のとび組合の皆様方に担っていただいております。非常に短期間で設置を迅速に毎回行ってくださっておりまして、それについては本当に感謝申し上げます。他都市に比べると、そこは横浜の強みになっているところでございます。

こちらの費用につきまして前回、令和6年の選挙のときに若干でございますけれども費用を上げさせていただいておりますが、確かにおっしゃるとおり昨今の物価上昇比、これをさらに加味しながら考えていかなきゃいけないというふうに思います。検討させていただきたいと思います。

- **福地茂委員** ぜひ、とびの方ということなので建築業界の方だと思いますから、どんどん建築費は上がっているし職人さんも成り手が少なくなっている、足りていない状況がありますから、そこら辺はしっかり手当をしていただきたいというふうに思います。

またもう一つお願いは、これは要望でとどめますけれども、季節によっては台風の季節もあれば今回のように雪が降る可能性があるとか。そうすると材料を従来の材料だけじゃなくて、季節によっては少しタッパーを高くするとか、あるいは補強するとかということもあるのだと思います。そういったことも加味していただいて予算を確保していただくようにお願いします。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。昨年の決算特別委員会でも御質問させていただいたのですが、例のにじさんじの投票の件、カードがもらえるやつですけれども非常に好評だったというふうに聞いているのですが、今回は何かイコットちゃんのしおりみたいなものを頂けて、にじさんじのああいうカードはどちらかというとシリーズでずっとやっていくと皆さんためられて、それがコレクションになるのだと思うので、これからも続けてもらいたいなと思っていたのですが、今回は間に合わなかったみたい、そういう理解でよろしいでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 申し訳ございません。そのような事情でございます。

- **黒川勝委員** ぜひ、今後来年の4月には我々の統一地方選挙もありますので、ああいった新しい試み、ぜひやっていただきたいと思ひますし、特に今回も20代、30代の若年層の投票率が非常に上がってきたなんていうような話も聞きましたので、取り組んでいただけたらと思ひます。

それと今、福地議員の質問にもありましたけれども期日前投票が7万票からあったということで、僕も何回か期日前投票所、選挙中に見に行っただけなんですけれども非常に混雑をしていました。金沢区の区役所では多いときには150人ぐらい並んだというようなことで、かなりの時間お待たせするようなことにもなったと思うのです。金沢区の期日前投票所は小さな会議室で、そこでやっていたのですけれども、ほかにももっと大きい会議室たくさんあるのに幾つかのレーンを作ってもらってやれば、もっと混雑を緩和できることもあったと思ひますし、行ったけれども混んでいるからやめて帰ってきちゃったなんていうような声も随分聞きましたので。ぜひ期日前投票、最近はもう簡単にもできますし、手ぶらでもできるしというようなことにもなりましたので、もっと期日前投票所を増やすとか、あと期日前投票所のレーンを増やすとか、あるいは場所そのものを増やすとか、商業施設なんかの中につくるとか、ショッピングセンターとか、そういうような工夫をもっとしていただいて、やっぱり混雑して嫌になってしまうみたいなことというのは最低限ないようにしてもらいたいと思ひますので、混雑緩和策みたいなことで今後、工夫の余地があれば少し教えていただけ

ますでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** おっしゃるとおり期日前投票が混雑するということについては、我々も対応すべき重要な課題だということは常々認識しているところでございます。投票の御案内を発送する際に期間がございますので、比較的物すごく混みますのは最終日なのです。期間ある間で前もって来られる方であればすいていきますので、分散投票をお願いしています。そのためにも福地委員がおっしゃったように早く届けるということを、まずやらなきゃいけないということがございます。

それから投票の受付をパソコンでやっていますけれども、これをなるべく少し増やしてでもやっていくことをやったりとか、あと混雑状況を3段階ほどですけれどもホームページ上で現状をリアルタイムを表示できるような、これは全区ではありませんけれどトライアルでやったりとかはしております。ただ、増加率についていけないというのが実際でございまして、また区も3か所目を増やしてくれている区もあつたりしますけれども、物理的に施設の確保が可能なところとそうでないところもございます。いろんな方策、おっしゃるように同じ施設の中で部屋を変えることで対応できるかもしれません。そういう具体的なところを引き続き選管と現場の状況も確認しながら、さらに検討してまいりたいと思っております。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。ぜひ、やっぱり投票所、港北区なんかは商業施設の中にあつてというようなことですが、そういう商業施設の皆さんって恐らく集客につながるので積極的にそういう場所を提供してくれると思いますし、特に場所代なんかも取らなくても、それが集客になればというようなことでやったださるケースというのも千葉で聞いたときには、千葉の投票所なんかは無料で貸してもらっているなんていうような声も聞きましたので、ぜひ積極的に期日前投票所を増やすという検討を各区でやっていただけたらと思いますのと。

あと、今言われた最初の登録のときのコンピューター、ノートパソコン、そこで入力をして本人確認をして、それからそれぞれのブースに行つて名前を書いた投票用紙をもらつて名前を書いてもらうということなのですが、そこが一番最初のところが混雑するみたいなので、そこから先は割と各ブースはそんなに混んでいない、むしろ空いているみたいな感じで、そのブースで1人か2人ぐらいしか名前を書いていないのに3つも4つもあつて余っているというような状況もありましたので。そういう各投票するブースをもつと増やしていただいて、あとパソコンの台数をいっぱい増やしてもらえれば、かなり混雑緩和にもなるのかなと思いますので、ぜひ、いらっしゃった方が簡単に投票できて、それでぱつと帰れるとか、投票した後にお買物ができるとか。商業施設にお伺いしたら投票の券を、先ほどのイコット君のしおりですけども、それを見せると割引ができるみたいな、そういう仕組みも考えたいなんていうようなことも聞いていたもので、実際にそういうのを結構盛んに行われていると聞いていますので、ぜひそんなことも検討していただけたらと思います。

それと期日前投票がそういう形でもっと割合がどんどん増えてくれば、僕は投票日の投票所の開いている時間というのももっと短縮できるのではないかなと思つて、早朝から開ける必要もないと思つたし、夜8時までというのもそんなに遅くなくてもいいのではないかなと思つたので、むしろ期日前投票をどんどん進めていって、当日は例えば8時からじゃなくて10時ぐらいから、終わるのも8時じゃなくて6時ぐらいで終わるみたいな形にすれば、かなり例えば職員のタクシー代とか、あと皆さんの人件費だったりですとか、ボランティアの人たち、地元の地域の皆さんたちの人件費ですとか、そういうところもかなりの部分で削減できると思うのです。

その辺りも、それは国で決められたことなのかもしれませんが、国に対して、そういった意見を、ぜひ言ってもらえると選挙に費用がかかるみたいなことも、それが批判の対象になるみたいなことというのは、僕はやっぱり民主主義の世界なので、きちんとそういう時間を確保すべきだとは思いますが、そうやって短縮できて金額が少しでも抑えられるのであれば、そういった工夫もぜひ検討してもらいたいなと思います。これに対しては何かコメントありますか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 投票時間の話につきましては公職選挙法で時間が原則、朝の7時それから夜の8時までと決まっております、特別の事情がある場合は短縮をすることができるという規定でございます。特別の事情というのが、離島であるとか、山間部であるとか、そういう比較的物理的な事情とか、客観的な事情が例として挙げられているのですけれども、まさに昨今、運営する側の体制とかも地方都市とかではかなり困難になってきているというところもあって、投与時間の短縮ですとか投票所を減らすという選択をするところもあるのですけれども、投票所を維持しながら時間を短縮するとかいう例も出てきております。

我々横浜市においてもどうかと申し上げますと、実際、地域の方々に非常に多く御協力をいただいております。地域の方々がやはり高齢の方も多くなってございます。そういう中で、夏ですと猛暑の中の投票、冬ですと、この間のようにすごく寒い中での投票、やはり非常に御負担をおかけしておりますと何とかならないかというお声も確かに聞こえてきておまして、これはしっかりと、その方向の可能性ですとかを検討していかなきゃいけないかなというふうに考えているところではございます。有権者の権利行使の部分に関わるころでもございます。いろんな考え方もあるかもしれませんが、期日前投票がこれだけ充実してきていて夜8時までの投票時間が確保されているというふうなところもありますので、検討をしてみてもいいテーマじゃないかなというふうに考えております。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。やっぱり朝7時から夜8時までという13時間ですし、それに前後の時間、準備の時間とか片づけの時間なんか入ると15時間ぐらい拘束するようなことにもなってしまうというようなことになると、地域の皆さんの、かなり大きな負担になるのではないかなと思いますので、ぜひ、その辺り検討していただいて、そういう人が、手伝ってくれるスタッフが集まらないというのはかなり深刻な問題だと思いますので、その辺りは国に対しての働きかけみたいなことも、ぜひ、していただけたらと思います。

それと、もう一点なのですけれども、公設の掲示板が先ほど福地委員からお話ありましたけれども、あれのリストを頂くのがかなりぎりぎりにならないともらえないというようなことで、これをもう少し早くしてもらえないかというようなことです。今回の選挙で先輩のスタッフから言われたので、それについてはいかがでしょうかということ。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 申し訳ございません。箇所を全部点検して、あと所有者の方の承諾を得たりとかというところで今回時間がかかってしまって遅れたかと思っております。次回以降、もっと早められるように努めてまいります。申し訳ございませんでした。
- **黒川勝委員** 実際にはリストって、いつ、どのタイミングでいただけるものなのですか、説明会のときとか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 今回は、23日の日に提供を開始してございます。これは県選挙管理委員会のほうで、県で一律決めております。公示日が27ですので、確かに4日前ぐらいという近接した時間とはなっていました。

○ **黒川勝委員** ありがとうございます。たまたまですけれども、うちの場合はなかなかもらえなかったので早めに配ってくださる方に配布しなきゃいけないので、前回の参議院選挙のものをそのまま使ったのですけれども、結構変わっているところもあつたりして皆さん混乱しちゃったなんていうようなこともありましたので、なるべくこれも早い期間にお配りしていただけるような手はずを整えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○ **田中ゆき委員** 御説明ありがとうございます。また、短期間の間に選挙執行していただきまして、本当にありがとうございました。私からは、先ほど福地委員からありましたはがきと封書の件についてなのですが、今回ははがきという形で過去にもやったことあったということですが、はがきと封書の、まず単体のコストというのでしょうか、どんな感じで違いが出ているのか教えていただきたいと思います。封書の中には、それこそ世帯によってボリューム感が変わってくる部分もあるとは思いますが、その点について、まず一点教えていただきたいと思います。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** まず、はがきにつきましては郵送料、それぞれ個人ごとにかかってくるということがございます。封書につきましては、当然ですけれど世帯でまとまるのですけれども封書のボリュームによって値段が変わるといほどの違いは、今のところございません。封書につきましては、郵便のほうの事情でございますけれども、選挙に関する割引制度というのがございます。はがきについては残念ながらこれがないというところがございます。そこが経費面での違いでございます。

あとは印刷の工程上では、やはり封書にするほうが工程がありますので、はがきを印刷するという作業よりは、そちらのほうが高くなるということで、どちらもそれぞれ一長一短があるという形になります。

○ **田中ゆき委員** ありがとうございます。例えば今回封書で間に合ったとしての計算でいくと、郵送料も含めてはがきと封書だったら、どちらのほうがコストが低かったのか教えていただきたいと思います。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** これは封書のほうが割引も利いておりますので、若干安くなります。

○ **田中ゆき委員** ありがとうございます。そうなってくるとコストの面も考えて、今回は短期間という中で、はがきのほうをお選びになったということですので、今後はまた選挙の状況に応じて選んでいただきたいと思います。

あともう一点ですけれども、今までも期日前投票などを投票の御案内を持っていなくても選挙に行けるというお話は、そういうことを知っている方は行っていたと思うのですが、今回かなり手ぶらで投票という宣伝がよくできていたのか地域の方からも会話から聞いていても、持っていなくても行けるのよねみたいな会話がよく聞かれたのですが、それについては選挙管理委員会の取組として何かすごくホームページ上とかほか、タウンニュースとかということですが、その効果というのは感じたのでしょうか。期日前投票で、例えば手ぶらで投票だったという方がどのくらいの割合いらしたのか教えていただきたいと思います。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** 投票の御案内を持たずに投票に来られた方の実数までは、申し訳ありません、まだ把握できておりませんが、今回は投票の御案内をお持ちでなくても投票所に行っていただければ投票できますという周知は、かなりできたと思います。力を入れました。記者レクチャーですとか、報道社の各社のほうにも協力をお願いしましたし、ホームページとか。あと、実際送っているはがきにも、御家族もいらっしゃるでしょうし、御友人もいらっしゃるでしょうから、届いていなくても投票できますということをやっておりました。

実は前回、令和6年のときも若干投票の案内が遅れたというところでありましたので、あの際も投票が、

はがき案内がなくてもできるということには、周知に力を入れていくべきだという御意見を委員の皆様からもいただいておりますので、我々もそこはやっておりましたが、全国的な動きもあったことも影響しているかと思いますが、今回おっしゃるように我々の肌感覚としても問合せの件数、電話を受けている件数なんかもぐっと減っていきまして、かなり御理解いただけつつあるのかなと思っております。

○ **田中ゆき委員** ありがとうございます。期日前投票の手ぶらというところで、これは手ぶらでなくても生じることかとは思いますが、前回ぐらいの選挙の頃から、なりすまし投票が全国で、すごく多い件数ではないのですが発生しているということについては、今回、横浜市の衆議院議員選挙でなりすましがあつたのかどうかということ。投票券があつても別の方に渡して本人確認で結構できてしまうとか、あと寝たきりの方とかで要介護5ではなくて行けない方の身分証とか持って住所とか言えば、顔認証とかがないのでなりすましというか、これまでもそういうことはあつたと思うのですけれども、手ぶらで投票みたいなことが始まって、なりすましの件数であるのかどうか教えてください。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** なりすましということが確認できた件数というのは、今回はまだ把握しておりません。過去には投票日当日に投票所に来られた方で、既に投票済みというふうになっている方がいらして期日前投票で投票を済ませている記録があると、日時とかも調べていきますと確認できて、御本人と確認していて、実際その方が実際に来ておられたというケースなんか確認されて、御高齢だったりすると勘違いとかもあつたりとか、そういうことはありました。

それから過去には、自分はしてないという方もいらつちゃつたこともあります。その方には、いろいろ説明して、そういう場合は基本的にははっきりとその方が2回目の投票と分からない限りは、仮投票とかいう制度があつてやっていけるので、そういう御説明をしたりして、その方は、それじゃあということでお帰りをいただいたこともあります。事実かどうかは分かりません。

そういうところは警察に通報してありますので、全くフリーで来て何事もなくということには実態面としてはないので、一般的にははがき、御案内持ってきていなくても、住所、氏名、生年月日をお伺いして確認しています。生年月日の感覚で違和感があるとかいう場合は、お声かけするようなこともありますが、基本的には投票に来ていらつしゃる方に不愉快な思いをさせるということは避ける方向でやっておりますので、受付をしております。

先ほどもありましたように、期日前が非常に混んでいるという状況もございます。ですので、確かに身分証明書の提示を求めるといことが、なりすましということを前提とすれば有効なんでしょうけれども選挙権行使の、ある意味さらに条件を加えるような形にもなりますので、権利行使に対してのそういう制約的なことがいいのかどうかということ。それから、事務上のところもあります。そういう中では、もうこれは今、投票の御案内なくてもできますってこれだけ広まったので、やっぱり何らかのアクションが必要じゃないかということ世の中でも結構言われていることは我々も、今回の選挙は特に感じております。

ですので、必要に応じて本人確認書類を求める場合もあるというふうな動きというのは、考えていく必要があるかなと思っております。全てということではないにしてもです。

○ **田中ゆき委員** ありがとうございます。性善説に基づいてということと、皆さんの権利を行使することを守るという点では本当にすばらしい考え方だと思います。ただ一方で、まだマイナンバーカードが全員持っていない時代ですけれども、今後は、国マスターにはなると思うのですけれども、マイナンバーカードを使用した、顔写真も入っている投票の仕方とかも検討していくことも必要かと思うのですが、市としてのお考え

はどうなのでしょう。

- **武島選挙管理委員会事務局長** この件については投票の場所での本人確認書類としてマイナンバーカード有効だと思いますが、必ずしもマイナンバーカードにこだわるものではないかなと思います。運転免許証ですとか、そのような形でも対応は、本人確認ということでは可能だと思いますので、必ずしもマイナンバーカードの普及を前提としなくてもできるところは可能性のあるのではないのかなというふうには想定ですけど考えているところです。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。私がマイナンバーカードって言った中には、今後デジタルでの投票とかが始まるようになったら、マイナンバーカードって結構有効なのではないかということ。あとマイナンバーカードになったときの、また別のセキュリティーの問題、他人のものを使ってしまうとかいろいろあると思って、顔認証のためだけではなくて、マイナンバーカードを投票に活用するという点について見解を伺いたかったので、聞かせていただきました。
- **川口広委員長** 他にいかがでしょうか。
- **みわ智恵美委員** 本当に大変な中で選挙に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。ここに示していただいている資料では財源構成がないので、どうなっているのかなというところで、申し訳ないんですけど伺いたいと思うのです。今、はがきと封書でも総額費用には違いがあったことも示されました。それで郵送料が今回上昇したという、郵送料の改定もありましたので前回の、参議院はあれですが、総選挙で比べると大きな違いもあったかなど思ったりするので、ぜひ財源がどんなふうというのを示していただきたいということが一つあります。よろしくお願いします。
- **武島選挙管理委員会事務局長** こちらは全額国費です。県委託金という形で、これは実績に応じて精算される形になってございます。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。実績に応じてということで、有権者の方の権利行使を保障するという点で全額国費ということは当然かなというふうに思いました。そういう中で、地方によっては投票の車を動かして投票を援助するような取組もあったり、例えば今回掲示板をつけていただくに当たっても、そのもののコストが上がったりとか、それから人件費とか、その辺もぜひ、私たちとしてもしっかりと見合う材料費だったり、それから人件費のアップもお願いしたいと思うのですけれども、それが今、局長が述べられたように実績に応じてということで県のほうに横浜市が、これだけかかったのですということを出すと全額認められるということでよろしいのでしょうか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 一定の積算の基準というのが法律で決められてはおります。その上で、調整費が事情に応じて対応できることになっておりますので、横浜市の場合、これまでもそうですけれども全額かかったお金は国費を頂戴しているところでございます。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。全額そういうふうな請求が、一定の調整額あるかということだったのですけれども、期日前投票所の箇所なんかについても、人口に応じて本当に増やしていただけたらいいと思うのですけれども、そういうふうに期日前投票所に私も行きましたけれども本当に物すごい行列を区役所のホール全体にずっと、ディズニールンドかと思うほどのレーンが作られていたりして大変努力していただいて、何人も職員の方が丁寧にはがきを持っている人、持っていない人ということで駆け回って対応していただけたと思うのですけれども、そういうことの人件費であったり、それから期日前投票場を増やすことでは、また大きな費用がかかってくると思うのですけれども、それも大丈夫ということよろし

いですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 設置した箇所についての必要経費ということで大丈夫です。
- **みわ智恵美委員** 分かりました。じゃあ、よろしく願いいたします。
- **大野トモイ委員** 御説明ありがとうございます。3つ伺いたいのですけれども、まず投票所入場券はがきにしました件です。私もポストを開けたら届いていて、この手があったかと。私も福地さんと同じ港北の選出ですけれども今回とても早くて本当にありがとうございました。そもそも急な選挙の中で大変に準備をいただいていたことに感謝を申し上げます。

それで中間の議員なんかと話していると、区によって今回早かったよね、はがきいいよねというのだけれども区によって違いがあったのではないかなという実感があって、これは責めているのではなくて、どういう感じだったのかなということを教えてください。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 確かに、実を言いますと18区の郵便局に搬入するタイミングが3日間に分かれておりました。まとめて郵便局に入れるタイミングに合わせるということではなくて、もうできたところから順次入れていくということを今回優先させてもらいました。その区の配分につきましては、申し訳ございません。特にございません。なるべくどちらも早くしたかったですけれども、そういう違いが出てしまったことは申し訳なく思っています。

- **大野トモイ委員** 申し訳ないというか、もし、こうやってやったからうまくいったんだとかいうのがあれば、それを共有していただいて、もしそういうふうになるといいなと思つての話です。

それで、あと2つ目が視聴覚に障害がある方のための選挙公報の話ですけれども点字版とか音声版とかありますが、私たちが広報のゲラというか選管に事前に出すときに音声データを一緒に出したりしますけれども、作成する部分は県だということは承知しておりますけれども、実際実務の中で要望する方に渡したり届けたりとか投票所に置いたりみたいなことは、各基礎自治体が担っているかなと思つていて、この辺今回はどんな感じ、いつものときというか例えば前回、前々回と比べてとか、最初、あらかじめ期日が決まっている統一なんかと比べてタイミング的なところとかはどうだったのでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 選挙公報につきましては実際上、候補者が出そろってから作成されるという性質がありますので、これは意外と今回の選挙でも前回の選挙でも基本的なスケジュール感でいうとそんなに差はないと思います。ただ事前の審査の段階で、どれだけ早い段階で非公式でもいいですけれども、そういう情報がもらえていて準備できたかというところの差だと思いますので、そこについては我々のところでは従来とそんなに変わったスケジュールとは認識していませんし、それは県がやっていることなので、我々のほうに聞こえてきている声としても特段それほど変化を感じるころまではございませんでした。

- **大野トモイ委員** 特に補足なしで大丈夫です。私がいろいろ見聞きしたところではそういった点字のものが間に合っていないとか、音声のものが間に合っていないというようなことも見聞きをしたものですから、実際のところ行政として把握していらっしゃるとか、本市ではどうだったのかなというところが気になっていたのです。もし今後そういった声がありましたら届けていきたいというふうに思っていますけれども、合理的配慮の観点からもですけれども、やっぱり障害のある方、音声とかあと点字の、日頃から広報もそうですけれども選挙の広報、選挙に関する情報をちゃんと伝えていくってことも、知る権利であったり参政権といったところの保障につながることでありますので、ぜひ、引き続き注力をいただきたいと思います。

それからあと一つ、お願いします。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 障害のおありの方への対応ということでは我々も前へ進めて力を入れているところがございます。今のような御指摘のところ、事実としてどういうことがあったのか大丈夫だったのかのところは、また各区の現場のほうとも意見交換しながら確認して改善すべきところがあればしてまいりたいと思います。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。それと最後に、投票所の寒さ対策なのですが私、結局今回、遅い時間に行ったのです。真っ黒になって行ったのですが立会人の方々が本当に寒そうで、それは別に選挙管理委員会さんのせいではないのですが、誰のせいでもないのです、冬なのだから寒いだけでも。そう言っても、扉が開いて風が入るところに受付で女の人たちが並んでいてとても寒そうにしていらして、これを朝からか、時間が違うのかもしれないけれど何か今までできていたか今後されるとかありましたら教えてください。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 寒さの対策としては灯油ストーブを設置したりですとか、携帯懐炉ですとか、あとは休憩室でローテーションでとか、本当に今打てる手、残念ながらそれぐらいしかないところです。これは夏の暑さのときも、また同じような状況でして、体育館の空調のほうは夏のときにかなり御指摘いただきましたけれども、教育委員会さんも力を入れてくださっていて、これが年負うごとに整備されていくと思いますので、そこには一つ期待をしているところがございます。
一方で先ほど申し上げましたが、地域の従事している方々のそういう負担を考えると当日の時間とか、そういうこととかも、やっぱり考えるべきかなとは思っております。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。そうですね。体育館の空調がスピードアップして進みますので、そこは私も期待しておりますが気がなったのでお伺いしました。ありがとうございます。
- **坂井太委員** 今、選挙公報の話が出て紺屋の白ばかまで申し訳ないのだけれども、昔はよく自宅にポストに入っていたものなのだけれども最近は来なかったって、ポストには入っていなかったって話があるのだけれども、ごめんなさい本当に、元来はどういう配り方をしているのか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 選挙公報は現状、各世帯にお配りするというふうなものでございます。従前は、従前というか以前は自治会、町内会の方々が班長さんのレベルでお配りしてくださっていました。それがやはりなかなか難しくなしまして、今はその後は例えばシルバー人材センターの方に委託したりもしていました。シルバー人材センターのほうもなかなか担い難いというところで、現状では新聞販売組合の方をお願いしていて、新聞販売組合でも担い切れないエリアについては、各戸にポストイングとかをしている事業者がおりますのでポストイング事業者に委託をにかけていて、複数の手法を組み合わせながら今お配りしているところがございます。
- **坂井太委員** 実はうちに入っていなかったのだけれども、それは担保できるのかなと。入った家があったり入っていない家があったり、もし業者が意図的にやったとかいうことになってくると問題があるし、そこにお金を使う、実はよく知っていて自治会の自治会館に山積みになったのをよく見ていたの。選挙が終わると山積みになっている、選挙が終わっているのにこのを見ていたから、それだったらその紙ももったいないなという気がするし、でも一生懸命議員的には作っているものだから配ってほしいなと思うし、そのところをちゃんとやってもらいたいなと思います。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 配布が届いていなかったことにつきましては、届けるべきものでござい

すので本当に申し訳ございませんでした。有権者の方からも、やはり選挙の都度、届いていないという御連絡はいただくことは残念ながらございます。そちらにつきましては、すぐに業者なり、または職員が直接なりでお配りに回るようにしております。1回の配達で完璧に配布し切れていないというところが残念ながら発生しているところがありますし、ある一定のまとまりのところ、まだ届いていないところがあつたりして、それは情報が入り次第、各区で可能な限りお届けしているのですけれども、カバーし切れなかったことにつきましては申し訳なく思っております。

この課題は非常に案内投票のはがきと同時に、我々選挙を運用する側にとっては非常に重たい課題でございまして、なかなか全世帯に完全に配り切るということを完璧にやるのが、實際上どうやればいいのかというのは難しいところがございます。ですので前回お答えさせていただいたと思うのですけれども補完する形で、インターネットホームページでは、選挙公報を期日前投票の開始日から見られるようにするというように対応してございます。こちらの周知をより力を入れつつ、しっかりと各世帯に紙をお届けすること、こちらもし引き続きお配り漏れのあつたところの記録を取ったりですとかいう形で、補完していきたいと思っております。

- **坂井太委員** もう結構です。ありがとうございます。
- **川口広委員長** ほかに。
- **横山正人委員** まず、選挙事務大変お疲れさまでした。私もはがきの件について伺いたいのですが、はがきなのか封書なのかという問題は選挙までどれだけの余裕があつたかということだと思ふのです。そう考えると、はがきにせざるを得ないような状況というのは衆議院選挙に限られているわけです。ほかの市長選挙だとか統一地方選挙だとか参議院選挙というのはあらかじめ分かっているから準備ができるのだけれども、衆議院選挙というのは今回のようにまさに常在戦場なので、いつあるか分からないからこういうことが起きるのですけれども。割り切って、こういう今回みたいな余裕のないときには、はがきに切り替えるというふうな運用をスタンダードにしたらどうかというふうに思うのですけれども、どうですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 基本的には、その線だと思っております。ただ、まだ実際の選挙が起こっているわけじゃありませんので、方向としてはそういう方向で備えながら可能な限りのいい方法ということで、すみません、この場ではお答えさせていただきたいと思ひます。
- **横山正人委員** あと、高齢者で例えば施設に入っていらっしゃる方などが要介護度5の場合は入っている施設で投票ができると、こういうことになっているわけだけれども、要介護の5ってかなりハードルは高いと思ふのです。様々な事情で投票所まで行かれない選挙人の方について、これは柔軟な対応ということが取れるのですか。例えば車椅子であつたりとか、要介護5ではないけれども生活に支障があつて、どうしても投票所までは行かれないという方についての配慮というのは何かあるのですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** まず整理させていただきますと、要介護度5という方はいわゆる郵便投票、在宅投票ができる方ということになってございます。ですから御自宅でも投票ができます。それから入院中の方につきましては、その病院が県の選挙管理委員会から指定されている病院でありますと、そこに入院している方は、その病院の中で不在者投票ができます。これは要介護度5に限られません。入所していらっしゃる方はできます。

それからその上で、先ほどの在宅投票できる方、要介護度5になっていない方に特別な計らいができるかということですが、これは申し訳ございませんが、さすがにできないということになっておりまして

我々としては現状の要介護の5だけじゃなくて、もう少し広げてもらいたいということで指定医師の連合で法改正要望とかもしています。総務省の方針としても、そこまで審議会でしたかと思うのですが、広げていくべきだということまでは整理されているようではございますけれども、まだ具体の法改正にまで至っていないという状況でございます。

○ **横山正人委員** 入院をされていらっしゃる方が、投票ができるということが認められている病院であればそこで投票ができると、こういうことなのですが、例えば特別養護老人ホームであったりとかでも同様だという理解でよろしいわけですね。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** おっしゃるとおりです。

○ **横山正人委員** あと、あまり今回クローズアップされなかったのですが、電子投票が今回どこかで行われているところというのはあるのですか、またあったのですか。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** 新しく電子投票に取り組みたいという土地があるという情報はこの衆議院選挙の前に聞きましたけれども、この衆議院選挙で実施したという情報はまだ聞いてございません。電子投票につきましては、そもそも国政選挙ではできなくて地方選挙で条例を制定して実施できるという制度でございます。申し訳ございません。

○ **横山正人委員** 電子投票については様々なトラブルがあったりとか、なかなか難しい問題。横浜市でも過去にやったことがあるけれども、要は数を数えるのがなかなかできなかった。これは電子投票じゃないけれども機械のトラブルがあったりとかするのでなかなか前には進んでいかないし、そもそも選挙事務自体が失敗があつてはならないものなので、新しい制度というのは導入しづらい仕組みで私はあると思いますけれど。例えば、もう完全に電子投票に任せてしまうのではなくて、今回も立ち会った立会人の方から話を聞きましたけれども相当疑問票が多かったというふうに聞いておりますので、疑問票をなくすためにも、あるいは票の案分をなくすためにも、私は前々から言っているのだけれどもボーディングマシンを導入したらどうかというふうに思うのです。

例えば今投票のときには投票用紙をお配りをして記載台で自分で書くわけだけれども、ボーディングマシンを導入して、自分は誰に投票したいのか、どの政党に投票したいのかをその機械に入力することによってプリントアウトされた投票用紙が出てくると。それを自分で確認して投票箱にそれを投票を投じるというようなことであれば、いわゆる完全な電子投票ではなくてハイブリッドな形でいわゆる投票用紙の中に候補者名であったりとか政党名が書かれていて、それを投票箱に入れるという最後の作業は同じなのだけれども、いわゆるそういうボーディングマシンを使うことによって疑問票がなくなったりとかいうことが出てくると思うのです。案分もなくなってくると思います。

そういうことができると思うのだけれども、今、局長がおっしゃったような電子投票については条例を作って自治体で実施が可能だと、こういうことであるわけですから、例えば市長選挙だとか市議会議員選挙だとかそういったところで、横浜独自でそういった技術を事業者とともに開発をしていくというようなことも考えていくべきなのではないかなというふうに思うのですけれども、お考えかいかがですか。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** 電子投票につきましては、実は法律がございます。電子投票に関する特例法がございます、その特例法の枠組みの中で、採用するのは自治体で条例を制定してと。それから国政は除外されているという状況がございます。

さらに電子投票については技術的要件というのが規定されておまして、委員がおっしゃっているところ

は、その中に該当してくるのではないかと思います。おっしゃっているポーディングという仕組みも広い意味での電子投票の一環だと思しますので、電子投票の票を完全に電子的に管理するのか、紙で出すということもやるのかということを含めた技術的要件の範囲だと思います。現在そのような技術的要件が規定されているとは承知しておりませんので、現状では難しいかなというふうに感じております。

- **横山正人委員** もちろん法改正が必要なものもあるのかもしれませんが、そういうことをやっぱりいわゆる全国最大の基礎自治体として考えていき国に提案していくというようなことも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それと期日前投票ですけれども、有権者のほとんどの区で5人に1人、関心の高い区においては4人に1人が期日前投票をしていると、こういうことだと思うのです。これは全有権者に占める期日前投票者数ですので、投票に行かれた方を考えるとかなり割合が高くなっていくのではないかなというふうに思うのです。

そうなってくると、我々選挙をやる、要は選挙を受ける立場から考えると、もう毎日が投票日なのです。だからもう2日目から投票日が始まっているのだというような形で選挙運動をやっていくわけです。そうなってくると、ほかの委員からも御発言がありましたけれども今の各区の体制をより強化していくべきじゃないかなというふうに思うのですけれども、具体的な考え方はございますか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 期日前投票所のスタッフについて市全体で、やはり市職員全体で対応していく方向を今模索しておりまして、夏の選挙のときから期日前投票所の運営に局の管理職に入ってもらっております。それは今回の選挙でも維持しておりまして、その体制でも大きなミスなくできるということが分かっておりますので、そのような形を引き続きやっていって区だけでやっていくことの限界負担を、少しでも和らげるようにと取り組んでいるところでございます。

- **横山正人委員** ということは期日前投票の割合が高いのは国政選挙で、もちろん地方選挙の場合には投票率自体が低いから、これほど多くの方が期日前投票に集中することはなかなかないのかもしれないのだけれども、特に衆議院選挙、参議院選挙については、今のような体制じゃなくてもっと数も増やすし処理数も増やしていくというふうにしていかないと駄目なんじゃないかなと思います。

あと特に期日前投票所は駐車場があったりとか、ショッピングセンターの中だったりとか、駅の近くだったりとか便利なところなのです。他方で、選挙投票日の近所の投票所というのは近所であることは確かなのだけれども、駐車場がなかったりとか、あるいは遠くまで歩いていかなきゃならないとか。こういうマイナス面も実はあって、投票日においても期日前投票所を開いていただいて、いわゆる複数の投票区の方々が投票できるような、こういうふうな柔軟な対応というのは可能なのですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 委員がおっしゃっている内容を実現しようと思って今取り組んでおりますのが、我々が共通投票所制度といっている内容でございます。どの投票所に行っても投票ができる、区の範囲でございますけれども、これを今取り組んでいて早ければ統一地方選挙で少し一部試行でやってみようと思っております。

- **横山正人委員** ぜひ、統一地方選挙で共通投票所を実現していただきたいというふうに思うのです。必ずしも自分の家の近くの投票所が便利なわけじゃないのです。場合によれば別の投票所のほうが、その方にとっては便利なのかもしれないので、ぜひ、それを柔軟に対応はしていただきたいというふうに思います。

それと、あとは選挙運動に関わる方々についてなのだけれども、例えば消防団員だとか交通安全指導員だとか、いわゆる特別職の地方公務員としてボランティアでやられている方々の、どの範囲までが選挙運動に

関わっていいのかというところが非常に曖昧なのです。我々は、ここまでならいいし、ここは駄目ですよということを知るのだけれども、一般の方々が、それが分からないがために、もう一切やりませんと。やりたい意思はあるのだけれども、できませんとか。そういうことになってしまうわけです。

議員の中でも、消防団員だとか交通安全指導員の人が出て思い切り選挙運動をやっているのだけれども、個人としてやる分には全く問題ない。ただし制服を着てはいけませんよとか、活動中にやってはいけないよとか、いわゆる地位を利用した選挙活動はできませんと、こういうことなのだけれどもQ&Aがはっきりしていないので非常に一般の方からすると分かりづらいと、こういうことがあるのだけれども、ぜひ私は横浜市選挙管理委員会で、こういう非常勤特別職に従事していただいている方々はどの範囲までできて、どの範囲からはやっちゃいけないのだというようなことを、明確に示すようなものをつくるべきじゃないかというふうに思うのだけれども、いかがですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 特別職でありまして公務員については選挙運動ができないという規定、確かにございまして、ただし特別職の地方公務員の場合はその地位を利用しての選挙運動ができないということでございます。それは我々一般職のほかの公務員とは違うところでございますが、そのときにどの範囲までであればいいかというのを、やっぱりなかなか一律の基準として出すのが難しいという事情がございます。

委員のお話を伺いしてまして、例えばこういうこととかは駄目ですよというふうな例示的なものを増やしていくとか、そういうことで説明に代えさせていただくことは、もしかしたら可能じゃないかなと思いますので研究させていただきたいと思います。

- **横山正人委員** 例えば福岡県警察本部などは独自に細かいQAを作って交通安全指導員の皆さんに、これはいいけれども、これは駄目ですよというふうに、はっきりと明示しているわけです。例示して示している。だからこういったように横浜市内の特別職の地方公務員の方々に対して、ここはできるけれどもここは駄目ですよということをしっかりとしたもの、ぜひ、つくっていただきたいというふうに要望をしておきたいというふうに思います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 他の自治体の事例とか研究させていただきます。

あと、すみません、先ほど共通投票所の件で統一地方選挙で試行と申し上げましたけれど誤解のないように補足させていただきますと、まず全区を一度期に共通にするというのは無理かと思えます。何か所かでやってみて全投票所を受け付けるということをやって広げていける確信を持ってやっていきたいと思えますので、すみません、補足です。

- **横山正人委員** 試行ですから。期待して待つております。以上です。

- **川口広委員長** ほかにいかがでしょうか。

- **行田朝仁委員** どうも選挙疲れさまでした。共通投票所、頑張ってください。その上で、期日前投票所なのでですけど先ほどからも出ていますけれども、うちなんかなくなってしまっ、また戻してほしいという声が、やっぱり今回も幾つもあったのですけれども、そういう中で期日前投票所を探す手法というか、皆さんの中でいろいろ考えながら、ここだってできるだろうというところに声をかけて頑張っていたいただいているのだというふうに思っているのですが、考え方を換えるというよりも、より幅広く可能性を探っていくことを考えないと先ほどからもありますけれども、これだけ期日前投票の比率が上がってくると、やっぱりそれはよりこちらも変わって考えていかなきゃいけないのではないかなと。

ここだったらいけるのではないかなという皆さんの考えは間違いではないのだけれども、さらに、例えば中間団体であるとかいろんなところにお話を伺いながら、皆さんだけで悩むものではなくて、もうちょっと幅広くやっていく可能性を探り続けるということが大事なのではないかと思っているのですが、その辺はどうなのですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長**　　そうです。我々の中だけで探すのに確かに限界あると思いますので幅広く、そういう可能なところを、ここを使ってもいいよという声が拾えるようなことを方法を考えていきたいと思っています。
- **行田朝仁委員**　　今回の選挙でも横浜とかみたいに大都市ではないのですけれども、小さなところも同じようにできるかって、これもまたクエスチョンなのですが、ただこも投票率を上げるためにいろんな努力をやったりされているというのは一つ象徴的だったなと。特に天候が天候でしたので、そういうことを考えるとやっぱり可能性を外さないというか、いろいろ考えながら相談しながら開いていくということが大事なのだというふうに思うのですが、今後、これまでのやり方もあろうかとは思いますが、さらに体制といたら大げさなのですが考え方を広げていくということ、しっかりやってもらいたいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長**　　おっしゃっているとおりだと思います。検討してまいりたいと思います。
- **行田朝仁委員**　　よろしくお願いします。
- **川口広委員長**　　ほかにはよろしいですか。御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- **川口広委員長**　　それでは採決いたします。
本件については承認することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- **川口広委員長**　　御異議ないものと認め、市報第31号については承認と決定いたします。

◇

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案　　令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- **川口広委員長**　　当局の説明を求めます。
- **武島選挙管理委員会事務局長**　　市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号関係部分につきまして、御説明させていただきます。

補正理由及び概要でございますが、第一に令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る県委託金について神奈川県に対し不用額の返還を行うため、1771万9000円の増額補正を行うものです。当該委託金につきましては令和6年度予算で歳入として受け入れておりましたが、出納整理期間内に返還金額の確定ができなかったことから令和7年度予算での対応を行わせていただくものでございます。

第二に、令和7年度横浜市人事委員会勧告に伴う給与改定が実施されたこと等に伴い、当局の職員人件費

につきましても、計2618万9000円の増額補正を行うものです。補正額についてでございますが、衆議院議員選挙費委託金の返還に伴う補正として、2款総務費の14項選挙費、1目選挙管理委員会費について、1771万9000円を補正額として計上しております。また給与改定が実施されたこと等に伴う職員人件費の補正としまして2款総務費、14項選挙費、1目選挙管理委員会につきまして1205万4000円、2目市長選挙費について402万8000円、3目参議院議員選挙費について1010万7000円、人件費補正額としましては計2618万9000円を補正額として計上しております。

以上、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号関係部分につきまして御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 特に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。以上で、選挙管理委員会関係の審査は終了いたしましたので、次に、人事委員会関係に入ります。
当局参集の間休憩いたします。ありがとうございました。

休憩時刻 午前11時15分
(当局交代)

再開時刻 午前11時17分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 人事委員会関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては着座のままです。第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。
- 石川武史人事委員会事務局長 よろしくお願いいいたします。市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち、人事委員会事務局関係分につきまして御説明をいたします。
お手元の予算議案書の抜粋した部分19ページを御覧ください。
歳出予算の第2款第12項人事委員会費につきまして、職員人件費を48万円減額補正しようとするものでございます。

その内訳につきましては次の資料122ページ、抜粋部分ではありますが御覧ください。

第12項、第1目人事委員会費の右側の節の欄にありますとおり、2節給料を75万5000円、3節職員手当等を113万2000円それぞれ増額をし、4節共済費を236万7000円減額をいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
(発言する者なし)
- **川口広委員長** 特に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** それでは、採決いたします。
本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。
以上で、人事委員会会計の審査は終了いたしましたので、次に会計室関係に入ります。
当局参集の間休憩いたします。ありがとうございました。

休憩時刻 午前11時18分

(当局交代)

再開時刻 午前11時19分

- **川口広委員長** それでは、委員会を再開します。

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- **川口広委員長** 会計室関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
- **関森雅之会計管理者兼会計室長** よろしく申し上げます。それでは市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち関係部分につきまして、お手元の資料で御説明させていただきます。内容は給与改定に伴います職員人件費の増額補正と公金取扱経費の減額補正をお願いするものでございます。
次の資料、19ページを御覧ください。
中ほどでございますけれども歳出予算2款11項会計管理費、これを9064万5000円減額補正しようとするものでございます。
内訳であります。次のページ、122ページを御覧ください。
上段11項会計管理費の右側の説明欄を御覧いただけますか。職員人件費は935万5000円増額いたします。次の公金取扱経費は、取扱件数の減によりまして1億円減額いたします。説明は以上でございます。よろし

く御審査のほどお願いいたします。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいですか。
(発言する者なし)
- **川口広委員長** 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** それでは、採決いたします。本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **川口広委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。
以上で、会計室関係の審査は終了いたしましたので、次に総務局関係に入ります。
当局参集の間、休憩いたします。ありがとうございました。
休憩時刻 午前11時21分
(当 局 交 代)

-
- ◇
- 再開時刻 午前11時22分
- **川口広委員長** それでは、委員会を再開します。

-
- ◇
- ◎ 市第111号議案の審査、採決
- **川口広委員長** 総務局関係の審査に入ります。
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。
初めに、市第111号議案を議題に供します。

市第111号議案 横浜市行政手続条例の一部改正

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
- **吉川総務局長** 総務局です。どうぞ本日もよろしくお願いをいたします。それでは市第111号議案、横浜市行政手続条例の一部改正についてお手元の資料に沿って御説明をさせていただきます。

1の趣旨ですが、不利益処分を行う場合は、その名宛人に対し意見陳述手続を行うことが求められています。意見陳述手続を実施することについて通常は書面で通知しますが、名宛人が所在不明の場合は公示送達により到達したと見なし手続の進行が可能となります。公示送達につきまして、行政手続法の改正によりインターネット公表によって行うことが可能となりました。市でも法と同様の対応を行うことにより、情報通信技術を活用した行政を推進するとともに、権利保護に必要な意見陳述手続の実施について名宛人に届く可能性が高まるよう、横浜市行政手続条例を改正させていただきたいと考えているものでございます。

2の改正内容を御覧ください。

公示送達の方法について、これまでは庁舎の掲示場に掲示するのみでしたが、今後はインターネット公表により行うこととし、併せてデジタルデバイド対策の観点から求められた場合には窓口での画面表示等も行

うよう改正するものです。具体的には表の左側、現行にありますとおり現在は庁舎の掲示場への掲示により公示送達を行っておりますが、表の右側、改正案にありますとおり改正後は、①執行機関が規則等で定める方法、こちらは主務省令で定めるインターネットの方法を想定しておりますが、これによる公表に加えまして、②窓口でのパソコンの画面での表示または庁舎の掲示場への掲示のどちらかを行うことにより公示送達を行います。なお、②の方法につきましては窓口でのパソコン画面表示を主といたしまして、システム障害など紙での対応が必要な場合には庁舎掲示場へ掲示することにより対応することを想定しております。

最後に3の施行予定日でございますが、改正法の施行日と同日の令和8年5月21日を予定しております。

御説明は以上でございます。御審査のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 黒川勝委員 公表する期間というのは何日間ぐらい決まっているのですか。
- 水野総務部長 2週間としています。
- 黒川勝委員 ありがとうございます。あと、庁舎の掲示場に掲示をするということなのですが、この掲示場はこれが始まると、ほかにいまだにまだインターネットじゃなくて、ここに掲示しなきゃいけないという資料というのは、どんなものがあるのか教えていただけますか。
- 水野総務部長 行政手続法の改正に当たりまして、今回インターネット上で掲示ができるということになるものでございます。ですので、行政手続法上で規定されているものについては、今回の条例改正におきまして紙での掲示というのをなしにしていくというものでございます。
- 黒川勝委員 そうすると、掲示板というのは必要なくなるという理解でよろしいのですか。
- 水野総務部長 掲示場につきましては、例えば区役所等にもございますが、今、掲示場の使われ方としまして公示送達の掲示以外にもいろいろな使われ方がされております。イベントの御案内とかそういったものもされておりますので、掲示場としては、それぞれ必要に応じて使っていくものであるかなというふうに考えております。
- 黒川勝委員 そうすると、いわゆる公示送達というようなものはなくなって今後はそういうポスターだったり情報提供に使う、活用してもらうという、そういう理解でよろしい。
- 水野総務部長 公示送達については使わなくしていくと。
- 黒川勝委員 了解です。
- 川口広委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは、採決いたします。
本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第111号議案については原案可決と決定いたします。

◇

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- **川口広委員長** 次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- **川口広委員長** 当局の説明を求めます。
- **吉川総務局長** 市第137号議案、横浜市一般会計補正予算、第7号、総務局関係部分の概要につきまして、お手元に配付させていただきました資料に基づき御説明をさせていただきます。

まず、1、歳入歳出予算補正の表の2款総務費、総務局関係につきまして太枠の囲み補正額の一番上となりますが、合計10億5935万3000円の増額補正を行おうとするものであります。項目は上から順に1目の行政運営費、2目の人事管理費、3目の危機管理費についてそれぞれ補正を行うもので、増額補正が4件、減額補正が2件でございます。

次ページを御覧ください。

1目行政運営費の1件目、横浜市立大学修学支援補助金について、制度拡大による就学支援制度認定者の増に伴い2億6247万1000円を増額いたします。2件目、職員人件費総務局分について、給与改定等により6704万6000円を増額いたします。3件目、横浜市立大学貸付金について、公立大学法人横浜市立大学からの交付申請額の減に伴い2億6600万円を減額いたします。4件目、行政運営事務費について、障害のある会計年度任用職員に係る人件費等の減に伴い4億130万6000円を減額いたします。

次に、2目人事管理費の職員人件費退職手当等について、退職者数を見込み直したことなどによる退職手当の増に伴い、13億6214万2000円を増額いたします。

最後に、3目危機管理費の地域防災拠点機能強化事業について、老朽化した防災備蓄庫の建替工事について工事費、人件費高騰に伴い3500万円を増額いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

- **川口広委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **福地茂委員** 御説明ありがとうございます。1目の行政運営費について質問させていただきますけれども、障害のある会計年度任用職員に係る減額補正について質問させていただきます。

当初に見込んでいた採用数に満たなかったということで、減額補正ということだと思います。ただ、雇用者数自体は増えているというふうに聞いていまして、それに当たっては努力もされていることもよく分かっているつもりではありますけれども、法定雇用率というのが2.8%であります。横浜市は2.27で、中には水道局が3%を超えていて、それ以外で教育委員会とか交通局が2%を切っていると、こういう格差があるかと思えます。

これについては、教育委員会なんかとよく連携して障害者雇用を増やしていかなくちゃいけないのだと思うのですが、その辺りの局長の受け止めをお願いします。

- **吉川総務局長** まず、すみません、法定雇用率が本市全体で達成できていないということにつきましては局長としての責任を痛感しております。また、大変重く受け止めております。今後、障害者雇用を着実に進めていくためには市長部局と、また他の任命権者、水道局であるとか交通局であるとか教育委員会等ということで、他の任命権者との一層の連携の強化が必要だというふうに考えています。

これまでも各任命権者の部長級で構成される障害者雇用推進会議を開催し、効果的な採用活動であると

か、職域の拡大に向けた意見交換といったようなことを行うとともに、教育委員会と総務局のほうで共同で職場紹介の動画を作成するなど、広報面でも協力体制を深めてきたところではございます。市長部局で進めております集合型のオフィスを各区役所のほうで展開を今しているところですが、今年4月には新たに4区を加えてということで合計10区での実施を予定しているところではございますけれども、同様の取組を教育委員会のほうでも進めよう、スタートするというところで新規に教育委員会のほうの特別支援学校に、集約型のオフィスを設置するというふうにも聞いています。

また交通局では、施設の清掃をしている部門への職域拡大も進めるなどということで、新しい取組も広がっているところでございます。今後も委員の皆様からの御指摘しっかりと受け止めて、各任命権者の取組、またノウハウを市役所全体で共有いたしまして法定雇用率が達成できるようにということで、障害者雇用の促進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

- **福地茂委員** ありがとうございます。勉強したら結構、教育委員会が低いのかなということが、あと医療局、結構低いと思うので、ぜひ連携していただいて、今、御答弁いただいたような形でやっていただきたいのですが。

一方で、障害のある方、その特性に応じて得意分野、不得意分野というのがあると思うのです。法定雇用率なので民間企業ももちろんそれは当てはまっているから、横浜市なんかは模範であるべきだと思っています。とはいうものの、障害者のその特性に応じて、要は無理があっちゃいけないのかなど。雇用率の確保、達成ありきで無理な働き方を強いてはいけないから、その特性を生かして、縦割りじゃないほうがいいと思うのです、その点について。こっちで駄目だったけれども、こっちだったら合うかもしれないみたいな柔軟な体制を整えることで、一度横浜市のどこかの局に御縁があつて挑戦してみた、だけど、これは無理、無理だったら辞めたいとなったら、じゃあ、こういう仕事はどうですかというそういう連携も含めてやっていただきたいと思います。つまり、障害のある方が、その特性に応じて生き生きと生きがいを持って働ける。そこをマッチングさせていくということが重要だと思うので、それについての進め方みたいなお考えがあればお願いします。

- **吉川総務局長** 今、福地委員から御指摘のあった障害のある職員が、生き生きと働くことができる環境を整えていく職場づくりを進めていくということについては、非常に大切なことだというふうに思っています。市役所全体ということで、やはり障害の有無にかかわらず生き生きと働ける職場作りを進めていくということは、非常に大切だというふうに思っておりますので、今現在も市役所全体ということで、障害に対する理解を促進していくということの中で、責任職向けにということでは、これは市役所の全ての責任職が受講する研修の中で障害者雇用の状況であるとか、定着に向けた支援の実践を共有するほかに、各職場向けには職場での職場特性に合わせた支援が行えるようにということで、職場向けのガイドブックを作成いたしまして、これを提供して共有していることに加えまして、職員を対象としたeラーニングや外部講師による研修といったことも実施しているところです。

また障害のある職員の方々皆さんが生き生きと働くことができるようにということで、今、総務局のほうでジョブコーチを採用して配置しているところでございますけれども、ジョブコーチによる定期的な各職場の職場訪問を通じまして、日常的な障害のある方の相談支援に応じたり、あと職場への助言といったようなことも行いまして、安定して全ての職員の皆さんが生き生きと働けるようにということでの支援の充実を図っていきたく。また8年度の予算の中でも、そういったこともさらに拡充を図っていかうというふうに

考えています。

あわせて、障害のある職員の皆さんが仕事に取り組むに当たっての基本的な心構えであるとか対応マナーを学ぶ研修、それから仕事をしていく上での職業人生を、自分自身で考えるキャリア研修等といったものも実施をしているところがございます。障害のある職員の皆様が生き生きと、また成長しながら活躍ができる環境づくりに取り組んでいるところです。

今後も全ての職員がこうした形で生き生きと働ける職場づくりに、総務局としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えています。御指摘を重く受け止めたいというふうに思います。

- **福地茂委員** ありがとうございます。私は特に精神障害のある方と近い立場にいるので一つ思うことがあるのですが、外見上、身体に障害のある方は分かりやすいのですが精神の場合は分かりにくいのです。そうするといわゆる、あいつ、のろまだよねみたいな、そういうことになりかねない。あるいは、だからといって別のところに隔離して雇用するわけにもいかない。そういう、もっと早くしてくださいみたいなことになりかねない、何でそんな遅いのですかみたいな。

日本の人権意識の発達というか進展に伴って組合だとか、あるいは人権団体だとかというところがどんどん発達してきたことによって、障害者に限っては虐待というふうにいわれるハードルがすごく低くなってしまって、今度、翻って雇用しにくい。つまり障害者にとってマイナスになるという悪循環があると思います。そこも念頭に置いていただいて、障害を持っていった方々が生き生きと楽しく生きがいを持って働くチャンスが、まずないといけないと思っているので、そこにまずは重点を置いていただきたいかなど。虐待っていわれることを恐れずに適切な助言、指導をしていただいて生き生きと働けるようなことに恐れずに挑戦してほしいという感じです。それを恐れてしまうと雇用できなくなってくる。それは本末転倒ですよということが言いたいのと、それはお願いします。

あともう一点は、行政がこういう職種で障害のある方を求めていますよという情報をもっと伝わってほしい。障害のある方に等しく情報が伝わってほしいと思いますが、最後にいかがでしょうか。

- **吉川総務局長** やはり情報がしっかりとまだ届き切っていないのではないかとこのところは我々もやっぱり感じているというか、課題として受け止めているところでございます。そうした中では、また今度、令和8年度にということになりますけれども、新たにお仕事を求めている状態にある方だとか受験を検討されている方々を対象にするとともに、就労支援機関等の支援者の方も対象とした採用説明会といったようなものも新たに8年度からは実施をしていきたいと。ホームページの広報だとか、広報よこはまだとか、ということももちろん今までやってきていますけれども、加えてもっとアウトリーチで説明会だとかということも実施しながら、より横浜市でこういう機会、こういうお仕事、こういう支援、サポートをしていますということも含めてしっかりとお伝えいただけるような広報というか、情報を届けていくという取組をしていきたいというふうに思います。
- **福地茂委員** ぜひ、一生懸命やっていただきたいと思います。お願いします。
- **田中ゆき委員** 御説明ありがとうございます。私からは、3目の危機管理費のところ、老朽化した防災備蓄庫の建て替え工事というところで増額しますということですが、防災備蓄庫の老朽化の状況って市全体でどのような感じなのか教えていただきたいと思います。
- **稲村危機管理室長** 防災備蓄は阪神淡路大震災の後に一斉に建て始めたということがありまして、どこも建築から30年を経過しているような状況がございます。数年前に現況調査といたしますか、場所によって、も

のよってはまだ使えるというものもあるのですけれども、これは建て替えが必要だというものをピックアップしましたところ現時点で26棟、26か所、こちらのほうは、もう建て替えをしていかなきゃいけないだろうというような形で把握をしております。

- **田中ゆき委員** ありがとうございます。じゃあ、全26棟のうち、まだ建て替えが完了してないところもまだ26棟という感じでしょうか。
- **稲村危機管理室長** そのとおりでございます。
- **田中ゆき委員** ありがとうございます。建て替えに当たってですけれども、今後の「新中期」のところで食料とか飲料水の備蓄量を3食3日分にしたりとか、栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資とか、いろんなものの資機材の導入を進めるといった中で、これは従来の防災備蓄庫ではキャパシティーが確保できないと思うのですけれども、建て替えに当たっては少しサイズを大きくしたりとか、あとそれこそ今、すみません、建て替え工事のお話ですけれども、そういった少し増量する分の備蓄については、またちょっと足りないところは、どこに場所を確保するのかとか備蓄庫をもう一個造るのかとか、そういった先のことを一つ教えていただきたいと思います。
- **稲村危機管理室長** ありがとうございます。建て替えに当たっては、まずこれまで建てたものが、やはり急に建てていかなきゃいけないということもあって、なかなか場所を選べなかったということで、その拠点によっては非常に狭い狭小備蓄庫と呼ばれるようなところもございますので、建て替えに際しては一定規模の面積を有した備蓄庫になるように現状よりも広くするというは、もうその方向でいくことになっております。また老朽化しているかどうかにかかわらず学校の建て替えが進んだ場合には、条件がそろえばということですが、教育委員会と調整をしまして校舎を建てるその建屋の中に、もう防災備蓄庫、備蓄のスペースを一緒に建てていただくということで、これも面積を広めていくということも調整しているところです。
ただ、これから地震防災戦略に掲げた備蓄品とか、やはりパーティションとか少し大きなものもありますので、こちらを広げた面積の中で全部収容できるかという、そこはなかなか難しいところありますので、ここは地域にあります方面別備蓄庫というものを活用して分散配置という形になりますけれども納めていく予定でおります。
- **田中ゆき委員** ありがとうございました。理解できました。それこそ戦略の中で市民の皆さんに資するいろんな資機材とか飲料とか食料の増えていく中で、どこに収納するか格納するかということも検討されているということなので安心しました。引き続き、よろしくお願いします。
- **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございます。先ほども質問がありました行政運営事務費の障害のある会計年度任用職員に係る人件費等の減に伴い、減額のところで1点伺ってまいります。減額ということで、どういう事態の中で、このような減が起きたのかを改めて伺います。
- **久保田人事部長** こちらの当初の予算におきましては今回の全ての雇用率を達成できるだけの人数の方を一度期に採用させていただきたいということで今回計上してございましたけれども、今年度中の採用状況を勘案いたしまして実態、人数に合わせた予算額という形で改めて補正をさせていただいたというものでございます。
- **みわ智恵美委員** 説明を伺ったところでは、今、目標に達成する方を雇用する予算をしていたけれどもということではあったのですけれども、算定をしたところで雇用率の算定方法の変更があったということも

伺ったのですけれども、この点についてお伺いいたします。

- **久保田人事部長** すみません、ありがとうございます。雇用率につきましては分母と分子を非常に単純化して申し上げますと、割る分母のほう職員数全体で分子のほうそういう障害のある方、職員さんの人数という形になります。

ただ、先ほどもありましたけれど医療とか教育のようなところでは、障害のある方がなかなか働くのが難しいという実態があるということで国のほうで、そこは除外率というものを設けまして医療とか学校、そういった現場においては一定除外をします。分母のほうから減らすということ、これまでしていました。今もしているのですけれども、そこが20%除外されていたものが5%になったということで分母のほうに7200人、急に追加になったのです。つまり7200人の方の分をいきなり採用、その分母の分を分子のほうでも採用しなければいけないということになりました。その部分を算定が変わったということでございます。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。つまり雇用率の算定方法が変わって膨らんだところに合わせて予算の方も計上していたけれども、なかなか現場で先ほどの議員のところからも教育委員会とか医療のところでは求められる法定雇用率にっていないということで、うんと膨らませてしまったけれども現場の実態が雇用を進めていくような状況にまだなかったということなのかなと思うのです。今の、いかがですか。

- **久保田人事部長** おっしゃるとおりでございます。先ほどの福地委員からも御質問頂戴しましたけれども、市長部局と水道局については目標を達成している。一方で、申し上げたような教育委員会は200人を超えるようなまだ不足性がございまして、教育委員会のほうでやはり今後徹底的に進めていかなければいけないということ、交通局と病院経営本部、病院、医療の現場においても10名以上の不足数が現状であるというところでございます。

- **みわ智恵美委員** それでも、今それで取り組んでいくわけなのですけれども、先ほど局長のほうからも教育委員会の取組などをお話しいただいたのですけれども、教育や交通や医療でということでは、それぞれの局のところでどう進めていくのか考えていかなければいけませんけれども、総務局としては、それぞれのところできちんと法定雇用率達成するためには、今の時点では、もう来年というか新年度はそれを進めていくということで、どういう課題があるというふうに考えておられるのか伺います。

- **久保田人事部長** ありがとうございます。今申し上げましたけれど、やっぱり教育委員会ですと500以上のところに職場が分かれているというのが非常に大きいです。そして、それぞれのところで一定の人数を採用していただかなければいけない。単純に言って500校で二百十数名の方を採用するという配置をしていくという形になりますから、それをどう進めていくのかということが課題。それで先ほど局長からも御答弁差し上げましたけれども、特別支援学校で集約型オフィスを新たに設置をするということの解消することでございます。

その点、私どもはこれまで市庁舎でも集約型のオフィスを進めてきましたし、8年4月からは10の区役所でも集約型オフィスを進めるというノウハウがございますので、それを教育委員会のほうにもしっかりと伝えて共有をして、使い方オフィスなどをもっとどんどん教育委員会でも進めていただくということが大きな課題であると思っております。

- **みわ智恵美委員** じゃあ、すみません、交通や医療のところでは、具体的にはどのような話合いがされているのか伺います。
- **久保田人事部長** 医療の現場特に病院でございますので市民病院等になりますけれども、そういったとこ

ろでは資格職の方というもの、資格の免許ある方ではなかなかそういう方も割合として少ないというところもあるというふうに承知をしていますので、例えばそれ以外の資格免許を有しない職というものが設けられるのかどうかというのが、検討を今進めていただいているというふうに認識しております。

交通局については同様に、やはり一番大きな人数は地下鉄の運転手さん、それからバスの運転手さんなどでございますから、なかなか身体の障害のある方ですと難しいというようなところもあると思いますので、それ以外の事務であったり、先ほど申し上げました清掃というようなところでこれから進めていくというのが課題だというふうに承知をしています。

- **みわ智恵美委員** 今、その現場ではなかなか難しい課題も含めて取り組んでいかれるということなのですけれども今度、市庁舎でのチャレンジドオフィスとか、区役所の集約型も広げていただくということで本当に歓迎するところです。

そこで区役所などの各それから各部局で、ジョブコーチの方ももっと体制強化がされるし、そのためにもジョブサポーターも新設されていくということで、かなりのノウハウを持った方々の交流と、それからスキルアップも進められるのだと思うのですけれども、先ほど福地議員のほうからありましたけれども障害特性というか、それぞれ本当にできることやってみたいこととか、実はできるとか、本当にあると思うのです。

だから、そういう雇用の面でも、さっき広報がまだまだ横浜市は雇用する気があるのですよという情報がいまいち届いていないのかなということで、障害者団体に届けていないとは全く思っていないですけれども障害者団体当事者の方々との懇談を、もうちょっと密に広げていただいて深めていただいて、やっぱり様々な職種が横浜市の中であるということも示していただきながらやっていただく。それで、例えばジョブコーチだったりすることについても、特性のある方だからこそできるようなお仕事でもある部分ではないかと思うのです。

ですから障害者団体と横浜市全体が、もう本当に国として分野を限らないで、どこでも障害がある方々が安心して生きがいを持って働き続けられる環境を進めるという点でも、障害者当事者団体との懇談をもっと深めていく必要があるのではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

- **久保田人事部長** おっしゃるとおりで、やっぱり障害というものは人によって様々でございますし身体の方、知的障害の方、精神障害の方でございますので、そういった方々の具体的な声をどういうふうに聞いていくのかということが非常に重要であると思います。そして、それを我々が受け止めた上で、それぞれの職場において、どういうふうに丁寧に対応して、先ほども福地委員からも御質問を頂戴しました生き生きと働ける職場づくりを進めていくということでございますので。そこは今回の8年度予算の関係ではないのでジョブサポートの御説明とかは、はしょらせていただきますけれども8年度予算に向けて、そういったところもしっかりとは対応していきたいというふうに考えています。

- **みわ智恵美委員** よろしくをお願いします。

もう一点あります。危機管理費のところでは地域防災拠点機能強化事業とあります。これには老朽化した防災備蓄庫の建築建て替え工事についてということで増額が書かれているのですけれども、総務局さんなので、ここは地域防災拠点の数が現状では全く不足しているのだという認識がおりかどうかを伺います。

- **稲村危機管理室長** 459か所の地域防災拠点ございますが、能登半島の地震を受けまして地震防災戦略を見直しといいますか新たに策定いたしました。そのときの課題といいますか新たな要素としては、雑魚寝状態を解消するというところで国のほうではスフィア基準をとということで、世の中的には避難所環境をよりよ

くしていくということが、もう一般的になってきているのかなと思います。

我々もそういった視点で戦略は立てたつもりですし、そういった計算でいきますと現状459か所では現状の避難者想定は受け止め切れないだろうということで、併せて補充的避難所といわれているものをしっかりと機能させるための検討ですとか、あるいはノートでもありましたような民間宿泊施設の活用ですとか、そういったことも避難所として活用できるのではないかとということで、検討といいますか検討の俎上に計画の中に上げて取り組んでいるというところでございます。

- **みわ智恵美委員** 補充的に避難場や民間をお借りしてという点では、そこでは日常からの地域防災拠点で行われているような防災訓練だとかされていないわけですし、備蓄品の問題なども課題としてあると思うので、やはり地域をもう少し細かく切って、例えば地域防災拠点にこれだけの方が避難されるという予想が、まだ数値で示されたりしていないですね。

ですから、やっぱり具体的にどのぐらいの方々が、国が示したスフィア基準でやるんだということで考えておられるのであれば、老朽化した備蓄庫の建て替え工事というのは早急にしていただくにしても、やはり地域ごとに地域防災拠点が防災訓練もできる、ここが私たちの地域防災拠点だと思えるような。どんどん少子化が進んで学校なくなっちゃっているところが起きたりとか、それでもう一方で物すごいマンモス校があって、そこが地域防災拠点になったらどうなっちゃうのだろうとかいろいろあると思うので。その辺は国が示したスフィア基準で本当に地域防災拠点の数についても避難者がどのぐらいあることから含めて、先ほどは民間の借り上げもあるかなぐらいな感じで心配だなというふうに思いました。

ですから、やっぱり地域防災拠点そのものをきちんと細かく地域で増やしていくことが必要ではないかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

- **稲村危機管理室長** ありがとうございます。現状やっております新たな被害想定の中では、町丁別に避難者数を算定できる見込みとなっております。

まだ数字は出てきていないのですけれども、それによりますと、このうちある地域防災拠点には何人ぐらいの避難者が行くのだろうかというような予測も立てられるということになりますと、今年度、本委員会でも何度も委員の皆様からアドバイスをいただいていますけれども地域特性とか地域差とか、それぞれカスタマイズが必要だろうと。

高齢者が多い地域とか、若年層が多い地域とかということもあると思いますので、そういったことを視野に新たな避難所として受け止め切れない地域防災拠点があるのであれば、その周辺に補充的避難所を重点的に開設していかなきゃいけないだろうですとか、そういったことにもなっていくと思いますので、具体的な検討は今後になりますけれども視野に入れてやっていきたいと思います。

- **みわ智恵美委員** よろしくお願ひします。
- **川口広委員長** ほかにいかがでしょう。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。先ほど来、お話が出ている障害者雇用の件なのですけれども、まず応募しても集まらないということなのか、あと応募されたけれども断っちゃうケースというのがあるのか、その辺りを少し確認させていただきます。
- **久保田人事部長** 御質問のとおりで両方ございます。我々としてはもっと応募していただきたいというところがございますけれども、委員御質問のとおり応募していただきましたけれども、私どもとして採用が難しいという方も一部いらっしゃるという状況でございます。

- **黒川勝委員** 理想論なのかもしれませんが、やっぱり応募してくださった方というのはそれなりの思いがあって、横浜市に奉職したいということで来てくださっている方だと思いますし、障害があるにもかかわらず頑張って働いてみようというふうに考えていらっしゃる方だと思うので、それを断るというのは僕は違うのではないかなと思うのです。

法定雇用率に現状で達していないわけですから、そういう方々が応募してくださっていらっしゃったときには、どうしたらその方がこの職場で働けるかというようなことの工夫ということをきちんとした上で、それでもどうしても駄目なら、それはしょうがないのだろーと思いますけれども。やっぱり行政の側が働く方に対して、きちんと働き方を合わせて、そしてこうやれば働いてもらえるということであれば働いてもらえるけれども、それでどうですかというような、何かそういうお話しをした上で、何とか採用できる方向に持っていくというようなことが現状では法定雇用率に達していない以上は、そういう努力をもっとしてもらいたいと思うのですけれども、その辺りどうでしょうか。

- **吉川総務局長** 御指摘のとおりだというふうに思います。我々のほうでいろんな努力はしているところはあるのですけれども、その努力をさらに一段と上げていく必要があるというふうに思っています。

先ほど福地委員からも御指摘いただいたそれぞれの障害のある方の特性に応じたところを我々として、そこに応じた職場を、ないしは仕事というところを、できる限り用意をしていくということについて、これまでもちろんやってきたところではありますけれども、そこをもっと一段と上げて、できる限り御応募いただいた方については働いていただけるような環境を、仕事を御用意していくというところにやっぱり考え方を変えていかなければいけないという段階に来ているというふうに思いますし、我々、公的機関の横浜市役所として、法定雇用率が達成できてないということについては本当に非常に重く受け止めておりますので、御指摘をきちんと踏まえて、本当に全ての方が働けるような職場環境ないしは仕事ということを御用意していくような努力を重ねていきたいというふうに思います。

- **黒川勝委員** 恐らくそういう時代の変化という部分では、今、局長が言われたようなことが求められているのだと思うのです。それがあから算定方法も変わってハードルも上がってきたというようなことだと思いますので、それに合わせてきちんと、特にやっぱり我々行政というのは、そういう民間に対してもある意味では範を示さなきゃいけないところもあると思いますので、やはり最低限、法定雇用率は何とかきちんと確保できるような、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

それと横浜市立大学の修学支援補助金ということなのですが、これもかなりの金額なのですが、これは大体何人ぐらいの方を対象にお一人当たり幾らぐらいの就学支援補助金というのをを出しているのか、説明していただけますか。

- **今市大学調整部長** こちらの制度ですけれども所得要件がございまして、所得の要件だったりあと世帯の中でお子さんの数によってそれぞれ違ってございまして、学費の全額が減免されるものもあれば、3分の2、4分の1と区分がそれぞれ異なるものがございます。

- **黒川勝委員** これは就学支援補助金という名称なのだと思いますけれども、奨学金とは違うものなのですか。

- **今市大学調整部長** いわゆる奨学金というものでございます。それで先ほど委員がおっしゃっていたどれほどの方が御利用になっているのかということでございますが、令和6年度につきましては304人ということだったのでございますけれども、令和7年度非常に増えてございまして全部で717人となっております。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。奨学金ということであると総務局がやっているの横浜国立大学に
対してということなのだと思いますので、行政として同じような条件の学生さんであれば横浜市立大
学にかかわらず、どこの大学の学生さんでも横浜市民だったらというか、横浜の御家庭だったらこういう制
度ってやるべきじゃないかなと思うのですけれども、その辺りは横浜市立大学だけにこういう制度を設けた
理由というのは何かあるのでしょうか。
- **今市大学調整部長** すみません、説明が悪くて申し訳ございません。こちらの制度でございますが横浜市
立大学に限るものではございませんで、大学に通われている方、国立、私立の方々も含めて全ての制度と
いうことで適用となっております。今回こちらで横補正予算に出させていただいているのは、横浜市立大学
の補助金の奨学金に関しては横浜市が負担するというようになっておりますので、今回の補正予算としてお
出しさせていただいているものでございます。
- **黒川勝委員** じゃあ、全部の大学にやっている制度の中で横浜市立大学の分については横浜市がお金を払
わなきゃいけないから、それで予算化しているということですか。
- **今市大学調整部長** おっしゃるとおりでございます。
- **黒川勝委員** 分かりました。すみません。それと職員人件費の退職手当ということなのだと思います。退
職者数を見込み直したということなのだと思いますけれども、これも13億からということでもかなりの金額になるの
ですけれども、見込み直したことによって何人ぐらいの退職者が想定されていらっしゃるのか教えていただき
ます。
- **久保田人事部長** ありがとうございます。こちらの当初の予算の見込みの段階では400名強だったの
ですけれども、現在、補正で見込んでおられますのが486名の方の退職というふうに見込んでおられます。内訳で一
番多く見込み直したのが、60歳に到達をされたときに今回退職をされるという方が非常に増えているとい
うところでございます。退職金が一番多い年齢層でございますので、高い年齢層でございますので、その影
響でこのような形で多額の補正をお願いしたというところでございます。
- **黒川勝委員** ある程度定年に達しているということであればいいのですけれども、定年に達さないで中途
で退職しちゃう人なんかが増えたからこういうことになっているのかなとか、あるいはそれは横浜市の職場
としての魅力がないから職場を辞めてしまうということにつながっているのかとかということを危惧したの
ですけれども、そういうケースというのは、ここには含まれないということ。
- **久保田人事部長** 今回退職、見込み直してで増えたのが80名強なのです。そのうちの約半分ぐらいが60歳、
従来の定年に達したことで一区切りということでお辞めになる方がちょうど半分ぐらいでございます。それ
以外の方、早期退職50代で、高齢定年前早期退職という方と、40代、30代を中心とした普通退職とい
うことを合わせて40名弱という形でございます。
- **黒川勝委員** 40名弱というのは、そういう見込みが違って40人増えたというのか、そういうある程度は何
百、何十人辞めちゃうというのは想定して、それにプラスアルファという、そういうことでよろしいですか。
- **久保田人事部長** すみません、説明が不十分で申し訳ございません。当初の見込みよりも多少40名強増
えたという形でございます。
- **黒川勝委員** 人数的には多いのか少ないのか何とも言えないところではありますけれども、やっぱりそ
ういう辞めたくなくなっちゃうような人になるべく減るような、そういう努力を、ぜひしていただけたらと思
います。何かコメントがあれば局長からお願いします。

- **吉川総務局長** 今回の退職手当の増額ということに関しては、今、部長から申し上げたとおりでございますけれども、若年層の普通退職が大幅にということではないのですけれども年々少しずつ20代、30代の方が増えているということは事実です。

お辞めになる方の中心は、基本転職なのです。転職が多いのです。やっぱり自分の成長機会だとか、こういうことをもっとやってみたいだとかということで転職していくという職員が多いのですけれども、我々としてはやはり横浜市に採用した以上、その職員に我々の方で働きがいのある仕事をしっかりとしてもらって成長実感も感じていただいて、長い間、横浜市に貢献していただくという人材として育てていきたいというところがありますので、以前もこの場でも御説明していますけれども、若年層を対象とした定着に向けた様々な支援というところでは7年度もいろいろ検討もしてまいりましたし、また改めてそういうこともしっかりと取り組んでいく中で、若年層の離職をできる限り防いでいくということについては総務局の責任として、これはしっかりとやっていきたいと思っています。

- **大野トモイ委員** 御説明ありがとうございます。行政運営事務費、この部分ですけれども先ほど来いろんな委員がお話している障害者雇用ですけれども、本当に本市が長く雇用率を達成してないということを1期目からずっと何度も指摘をしてきました。特に教育委員会事務局がということは、もう3年ぐらい前ですけれども本会議で、前の教育長にも指摘をさせていただいて涙ながらにきちんとやっていくというふうにお答えくださいましたので、今回これやって新しい取組がされるということは非常に歓迎しております。

それで、この1個下の今お話にあった退職手当80人増の見込み増でこの金額で、会計年度障害のある職員人件費はこの額かなということなんかを見比べていて気になったのですけれども、本市の障害のある方の賃金水準のお話なのです。私、前の仕事で外資系企業でずっと障害者雇用を含め採用の仕事をしていたのですけれども、やっぱり職務内容が魅力的で環境がよくて待遇がよかったら人は応募するし定着するわけなのです。

それを考えるときに、環境を整えるという意味でジョブコーチ制度はすごくいいと思うのです。ただ待遇面、雇用の安定さとか賃金ということが気になっていて、本市の障害者雇用の賃金水準というのは、例えば市内中小企業と比べてどうかとか、他の自治体の市内自治体内における中小企業との差みたいなどは、どういう実態で、それをどういうふうに捉えていらっしゃるのか教えてください。

- **久保田人事部長** こちらの障害者雇用といいますと主に2つございますけれども正規職員のもの、それから今回の対象になっている会計年度任用職員さんのものがございます。正規職員については私も実は障害あるのですけれども障害がある枠でとって、私みたいに一般枠で取っても賃金には全く差はございません。ですから障害があるからということで賃金に差があるということは正規職員について一切ありません。

会計年度任用職員さんにつきましては障害があるなしということではないのですけれども、同じく障害枠でない方で会計年度職員として働いていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるわけですから、その部分、障害があるなしで差はつけておりません。

ただ、こちらの障害のある方のための、例えばチャレンジオフィスで働いていらっしゃる方については基本的には軽作業という形でございますし、それから雇用時間、勤務時間についても、週30時間ということになりますので、その業務内容と勤務時間を加味した賃金水準ということで設定をしておりますけれども、それについては今おっしゃったような、他の自治体や中小企業と比較して遜色がない水準にあるというふうには考えております。

- **大野トモイ委員** ありがとうございます。それは実態は分かったのですが、でも議事録にも残っていると思うのだけれども、他の政令市は幾つも達成をしているところがたくさんあって民間の感覚でいけば集まらなければ給料を上げるわけです、ということをおっしゃったので賃金の水準のことを聞きました。
- それで、あともう一つ気になったのは、3障害の水平雇用というところで、先ほど来ありましたけれど、雇用をすることは大事だけれども定着して長く就業いただくことも大切で、3障害種別ごとの定着率の違いみたいなものはあるのか。あるとしたら、それはどういうふうに改善するのかみたいところを教えてください。
- **久保田人事部長** 申し訳ありません。現状では障害種別ごとに分析というふうにはしておりません。ただいま、定着率ということで申し上げますと今回の市長部局のほうで、これは昨年度お辞めになった方の内訳を見ますと、半分为委員のおっしゃるような他の民間企業等への転職という形がちょうど半分ぐらい。残り4分の1ぐらいの方が御自身の健康状態の変化というようなことをごさいます、それ以外の方もいらっしゃるというような今現状でございます。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。民間に転職されちゃうってことは民間のほうが待遇がいいのではないかなんていうことも、さっきからの流れだと考えちゃうのですけれども、ぜひ定着してお一人お一人が生き生きと働いていただくという意味では、可能であれば障害種別ごとの定着率とかいうものも着目していただきたいなんて思うのですけれども、いかがですか。
- **久保田人事部長** おっしゃるとおりだと思います。特に最近、精神障害のある方と知的障害のある方の雇用の割合が増えておりますので、そういったところも着目をして、きちんと一人一人を見て対応していきたいと思っております。
- **大野トモイ委員** ありがとうございます。局長、最後にいろいろ新しい取組をやっていただくということで大幅に雇用率がアップする、あるいは達成をしていただきたいと思うのですけれども、意気込みなどありましたらお願いします。
- **吉川総務局長** 法定雇用率、本当にしっかり達成しなきゃいけない。これは公的機関としてはもうできるだけ早くということで、できる限りというか、できること全てやっていくということだというふうに思っています。

先ほど民間への転職ということもなのですけれども、今、市役所でチャレンジドオフィスということで結構かなりの人数の方が働いていると。区役所のほうでもチャレンジドオフィスを区役所版のということで設置をして今年の4月には19になっていくということなのですけれども、もちろんそれ以外にも交通局だとか水道局だとかでも職場を設けてということでやっていますが、市長部局、市役所ということでいうと、今、市役所と4月から10区の区役所ということで。横浜市としてお住まいに近いところで職場が提供できていないのです。やっぱり通勤がかなり御負担になるという方もいらっしゃるって、市役所に、ここの馬車道の駅まで、ないしは桜木町の駅まで通勤してくることはかなりしんどいという方もいらっしゃるって、できるだけ地域に身近なところに我々として職場をつくっていく。

そういう意味でいうと、やっぱり区役所でもチャレンジドオフィスはもう18区、できるだけ早く設置していきたいというふうに思っています。そういった身近な場所に働く場をつくるということも障害特性ということだけではなく、そこも大事だというふうに思っていますので、そうしたことも含めて、しっかり取り組んでいく中でできるだけ早く法定雇用率を達成していきたいと思っています。

- 川口広委員長 ほかにはよろしいですか。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了し採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 それでは採決いたします。本件については原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。



◎ 水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正について

- 川口広委員長 次に、報告事項に入ります。
初めに、水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正についてを議題に供します。なお、本件につきましては下水道河川局の小塚マネジメント推進部長ほか、関係職員が職員説明員として出席しておりますので御了承願います。
当局の報告を求めます。
- 吉川総務局長 水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正についてでございますけれども、危機管理室長の稲村から御説明をさせていただきます。
- 稲村危機管理室長 稲村市長危機管理室長の稲村です。よろしくお願いいたします。
それでは、資料2ページを御覧ください。

1、水防法改正及び本市の対応ですが四角囲みの中の背景に記載のとおり、近年、全国各地で水災害が激甚化、頻発化していることや、令和2年7月豪雨において避難確保計画及び避難訓練実施済みの高齢者施設が浸水し、甚大な人的被害が発生したことを受け、令和3年に水防法が改正されました。

その下、改正趣旨ですが、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち周辺に住宅等の防護対象があるものを指定対象に追加することで、水害リスク情報の空白地帯を解消すること。また、要配慮者利用施設に対し、市町村への避難訓練結果の報告義務を追加するとともに、市町村から避難確保計画、避難訓練に関する助言、勧告を行える制度を創設することで実効性のある避難を確保していくこととなります。なお本市では、欄外に記載のとおり河川及び海岸については、法改正に伴う諸対応は実施済みとなっていますので、以降のスライドは下水道についての水防法改正に伴う対応の御説明となります。

3ページを御覧ください。

下の囲みの中に、主な対応について記載しています。まず①として、雨水出水浸水想定区域の指定を行います。市内全域を対象に、想定し得る最大規模の降雨により下水道の能力を超えて浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定します。次に②として、横浜市防災計画の修正を行います。防災計画では、雨水出水浸水想定区域内の避難場所の指定及び要配慮者利用施設等の指定を行います。指定された要配慮者利用施設については下の括弧内に記載のとおり、避難確保計画の作成及び報告、避難訓練の実施及び報告の義務対象となります。

なお米印に記載したとおり、内水と河川等の公共の水域等に雨水を排水できないことによる出水のことであり、水防法上は雨水出水と記載されています。本日の御説明では雨水出水との言葉を基本としつつ、既に個別名称として周知されています内水ハザードマップの御説明のみ、内水の言葉を用いることとします。

資料の御説明に戻ります。

③として、内水ハザードマップの更新を行います。①及び②での指定を踏まえ、現行の内水ハザードマップを水防法に基づく内容に更新します。

4ページを御覧ください。

ここからは3ページで御説明した①から③までの対応について、具体的に御説明していきます。

まず、2、雨水出水浸水想定区域の指定について御説明します。左の囲みにあるとおり、雨水出水浸水想定区域とは市内全域を対象に想定し得る最大規模の降雨により、下水道の能力を超えて浸水が想定される区域となります。本市の場合、右の囲みにあるとおり現行の内水ハザードマップの浸水想定区域が既に想定し得る最大規模の降雨によるものとなっており、左の囲みと内容が一致しています。したがって、今回の対応としては、その下の黄色の囲みにあるとおり、現行の内水ハザードマップの浸水想定区域を水防法に基づく雨水出水浸水想定区域として指定します。

5ページを御覧ください。

次に、3、横浜市防災計画の修正について御説明します。まず、上段の浸水想定区域内の避難場所の指定では、異常な現象ごとの緊急避難場所の指定の考え方に雨水出水における緊急避難場所の指定の考え方を追加記載します。緊急避難場所の指定に当たっては内閣府の定める基準に基づき、下の表の赤字下線部分のように記載する予定です。

次に、下段の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の指定では、水防法及び土砂災害防止法に基づき定める施設の名称及び所在地に、雨水出水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の名称及び所在地を追加記載します。具体的な施設名称等については今後確認の上、下の表の赤字下線部分のように記載する予定です。

6ページを御覧ください。

4、内水ハザードマップの更新について御説明します。右側の青い吹き出しに記載した水防法に基づく周知項目を御覧ください。新たに浸水想定区域を指定した場合、インターネットや印刷物等により、表に記載した項目について周知する必要があります。本市の対応状況ですが、上の表から浸水想定区域図に必要な項目及び洪水予報等の伝達方法については現行のハザードマップに記載済みとなっています。また、避難場所及び土砂災害警戒区域については、今後ハザードマップに追加記載していきます。

一番下の項目、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等につきましては、市ホームページに施設一覧を掲載するとともに、ハザードマップに当該一覧の2次元コードを追加記載していきます。ハザードマップの具体的な更新イメージについては左の図の赤い数字と点線囲みを御覧ください。避難場所については、①のように地図上に避難場所の名称を表記するとともに一覧にて記載します。土砂災害警戒区域については、②のように黄色または赤色で表記していく予定です。また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等については、③のように2次元コードを記載する予定です。

最後に、7ページを御覧ください。

5、今後のスケジュールについて御説明します。一番上に記載のとおり、本日、本委員会でご報告した後、

その下、3月から5月にかけて雨水出水浸水想定区域を指定し、横浜市防災会議において横浜市防災計画の修正案についての審議及び雨水出水浸水想定区域指定についての報告を行います。その後、修正した横浜市防災計画を施行し、6月からは更新した内水ハザードマップの市ホームページでの公表や印刷物の区役所での配架や全戸配布を進めていきます。

御説明は以上となります。よろしくお願いたします。

- **川口広委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。よろしいでしょうか。
- **横山正人委員** 1点だけ。御説明ありがとうございました。当該区域内にお住まいの方であったり、あるいは施設をお持ちの方が指定された後に、何か対策を講じなければならないとか対応しなければならないことというのはあるのですか。
- **稲村危機管理室長** ありがとうございます。一般のお住まいの方たちにつきましては、現行のハザードマップで内水地域というのはお示ししております。改めて個別配布をさせていただく予定でありますので、改めて御自身の御自宅のハザードとかはハザードマップで確認をしていただく。あるいは避難場所等も内水に関しても表記していくこととなりますので、そちらについても確認をしていただくということになるかと思えます。

ただ、要配慮者利用施設の事業者の皆様に関しましては、御説明のとおり避難確保計画の作成義務ですとか、あるいは避難訓練の実施義務、それぞれの報告義務というのが発生してきますので、そちらにつきましては今後該当する事業者さんに丁寧に御説明をしていく予定であります。

- **横山正人委員** 話が違うのかもしれませんが、レッドゾーン、イエローゾーン、崖地のときに、レッドゾーンに指定されたところがいわゆる崖対策を講じなければならないとか、そこに住んでいらっしゃる方が御負担が非常に大きくなったと、こういうことがあります。今回の件については何がしかの対策は講じる必要はないと、こういうことですか。
- **稲村危機管理室長** 今回の雨水出水浸水想定区域の指定に伴って、何か大きくハード面で対策を取らなきゃいけないとか、そういったことは発生いたしません。
- **横山正人委員** 分かりました。
- **川口広委員長** ほかに。
- **みわ智恵美委員** 1つだけ。御説明ありがとうございます。指定された施設が避難計画や、それから訓練をするということで、どのぐらいの数があるというふう到现在把握されているのか。
- **稲村危機管理室長** 市内に要配慮者利用施設等といわれる対象になる施設は8000ぐらいあるのですが、そのうち今回の内水の指定に伴って避難確保計画の作成対象になるという施設は約5500対象でございます。
- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。大変な数だと思うので、市の危機管理のところ一括というよりは各行政区とかで対応していくのか、計画は立てましたかとか、避難訓練されていますかというチェックというのですか、その辺は、まずはどこが取りまとめになるのか伺います。
- **稲村危機管理室長** 取りまとめ自体は避難確保計画あるいは訓練に関して、システムを導入しまして、もともと手書きで計画なんかも作っていただいて郵送していただいたりしていただけたのですが、より使いやすくといいますか、経過計画をつくるのにシステムを使っていただいて、システムの誘導に従って作っていただくということで理解も進むし、訓練もしやすくなるというようなメリットもあってシステムを導入いたしました。それによって計画の提出数も増えているということもありまして、システム自体は危機管理室の

ほうで持っているものですので、取りまとめ自体は我々のほうでやっていくということになりますが、訓練の実施ですとか、あるいはそういった義務が生じますよというような御案内については、区ともしっかり連携してやっていきたいというふうに考えております。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。よろしくをお願いします。
- **行田朝仁委員** すみません。事前に説明いただいていたので大体理解したつもりだったのですが、2ページになるわけですが、今回の指定対象に追加するというので地域の皆さんにお宅の場所というのはこういうリスクがありますよと、空白地帯を解消しなきゃいけないので皆さんよく分かってくださいねという助言勧告を皆さんが行えるように、我々が、市ができるようになるということになるのですが、これからこの展開、今、みわ委員もおっしゃったところに関わってくるのですが、今までも大きく計画は変わらないし内水ハザードマップの浸水想定区域なのであれなのですが、今回加わることをどういう手法で徹底していくのかという、特に関わってくる人はまたうち危ないのだということがさらに心配が重なってくるような話になってくるのですが、この周知の仕方というのは今どういうふうに考えているのか伺いたいです。
- **稲村危機管理室長** まずは市連会、区連会等で、あとは広報等いろんな媒体を使ってお示しをしていくということが必要だと思うのですが、委員のおっしゃるとおり、これまでハザードマップを出していて、また新たに、前回出したハザードマップ全戸配布したのが令和3年から4年にかけてになっております。それから数年でということになりますので、何が違って何が変わっていないのかということも含めて丁寧に御説明していく必要があると思いますので、それは地元で行われています防災指導ですとか自治会向けの訓練会とか、そういったものも活用しながらハザードマップを配布したときに、そのタイミングでそれを活用して周知するというのも大事だと思います。絶対に机の中に奥にしまわないでくださいねということも口頭で伝えたりもできるかと思いますが、その際に今回の法改正の趣旨ですとか、実際にはハザードは前回と変わっていないのですよということはお伝えした上で、その上で実際に警報が出たときとか、あなたが行く避難所はここですとか、事前準備としてはどういうことをしてくださいねということを含めて周知できるチャンスでもあると思いますので、丁寧な対応をしていきたいというふうに考えております。
- **行田朝仁委員** ぜひ回覧板もそうですけれども、より分かりやすくやられると思いますのでしっかりよろしくお願ひしたいというふうに思います。
- **川口広委員長** ほかによろしいですか。
(発言する者なし)
- **川口広委員長** ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。説明員の方は御退席されて結構です。どうもありがとうございました。



◎ **新たな防災気象情報の運用及び気象警報等発表区域の細分化に関する横浜市防災計画の修正について**

- **川口広委員長** 次に、新たな防災気象情報の運用及び気象警報等の発表区域の細分化に関する横浜市防災計画の修正についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- **吉川総務局長** 新たな防災気象情報の運用及び気象警報等発表区域の細分化に関する横浜市防災計画の修

正につきまして、こちらも危機管理室長の稲村から御説明させていただきます。

○ 稲村危機管理室長 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

1、新たな防災気象情報の運用について御説明します趣旨ですが、令和7年12月に気象業務法等が改正され、大雨等に際し防災関係機関や地域住民が、より効果的に避難等の行動をとれるよう新たな防災気象情報が運用されることとなりました。運用開始時期は令和8年5月下旬を予定しております。

その下、新たな防災気象情報のポイントを御覧ください。

囲みの中に①から④まで、4つのポイントを記載しています。また、それぞれのポイントに関する具体的な内容について下の新旧対照表に記載していますので、この表も参照しながら御説明させていただきます。まず新たな防災気象情報、ポイントの①ですが避難行動と連動した5段階の警戒レベルと合わせ、防災気象情報も5段階で発表されることとなります。なお、括弧内の米印に記載したとおり、新たな防災気象情報の対象となる災害は、河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮となります。

具体的には下の右側の改正後の表で、①紺色の線で囲んだ表全体を御覧ください。上の欄に、河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮の災害種別がございますが、その全てについて防災気象情報が5段階で発表されるようになります。

上の囲みにお戻りください。

次にポイントの②ですが、防災気象情報の名称には警戒レベルの数字もつけて発表されることとなります。具体的には下の右側の表のうち、水色の線で囲んだ箇所を御覧ください。レベル3大雨警報というように、警戒レベルの数字が付記されるようになります。

続いて、上の囲みにお戻りいただき、ポイントの③ですが、避難指示の発令等の目安となる警戒レベル4相当の防災気象情報として新たに危険警報が運用されることとなります。具体的には、下の右側の表で緑色の線で囲んだ箇所を御覧ください。警戒レベル4に相当する防災気象情報は全てレベル4、何々危険警報という形で発表されるようになります。最後に、上の囲みにお戻りいただきポイントの④ですが、河川氾濫において新たに氾濫特別警報が運用されることとなります。なお、括弧内の米印に記載したとおり河川氾濫は洪水予報河川について発表されるものであり、本市では鶴見川のみが対象となります。

そのほかの河川や内水の氾濫については、大雨に関する防災気象情報として発表されることとなります。具体的には、下の右側の表で赤色の線で囲んだ箇所を御覧ください。河川氾濫に関する警戒レベル5相当の防災気象情報は、レベル5氾濫特別警報として発表されるようになります。下の左側の表は、これまでの丸数字の御説明に対応する現在の表となりますので改正後の対比として、後ほど御覧ください。

次に、3ページを御覧ください。

2、気象警報等発表区域の細分化について御説明します。趣旨ですが、横浜地方気象台は本市との協議の上、横浜市地域における気象警報等の発表について、これまで市全域を対象とした発表から地域を北部と南部に分けて発表することとしました。これにより地域面積が広く降雨の状況等に地域差が生じやすい本市において、より実際の危険度に即した気象警報等が発表されることとなります。運用開始時期については令和8年5月下旬を予定しており、先ほど御説明した新たな防災気象情報と同時に運用が開始される予定です。細分化の内容については右の図のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。なお、下の米印に記載したとおり、発表される気象警報等の対象となる河川が地域の北部及び南部の両方を通過する場合は、北部南部

を合わせた区域で発表されることがあります。

次に、4ページを御覧ください。

3、横浜市防災計画の修正について御説明します。先ほど御説明した新たな防災気象情報の運用及び気象警報等発表区域の細分化に伴い、防災計画の第3部応急対策、風水害対策編における各記載を修正します。まず、1、5段階の警戒レベルとの整合、警戒レベル数字の付記、氾濫特別警報の新設に関する修正です。これは2ページで御説明した新たな防災気象情報のポイントの①、②、④に伴う修正となります。具体的には下の表の赤字下線のように追加記載等を行う予定であり、詳細については後ほど御覧ください。

次に2、危険警報の新設に関する修正です。

これは2ページで御説明した新たな防災気象情報のポイントの③に伴う修正となります。具体的には下の表の赤字下線のように追加記載を行う予定であり、こちらも詳細は後ほど御覧ください。

続いて3、気象警報等発表区域の細分化に関する修正です。これは3ページで御説明した気象警報等発表区域の細分化に伴う修正となります。具体的には下の表の赤字下線のように追加記載を行う予定であり、こちらも詳細は後ほど御覧ください。

最後に、5ページを御覧ください。

4、今後のスケジュールについて御説明します。一番上に記載のとおり、本日、本委員会で御報告した後、その下3月から5月にかけて各種広報等を通じた周知、市連会、区連会などで説明を行ってまいります。また、横浜市防災計画の修正案に関する横浜市防災会議の審議等も行っていきます。その後5月下旬にかけて、修正横浜市防災計画を施行するとともに、新たな防災気象情報等の運用を開始する予定です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 川口広委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
(発言する者なし)
- 川口広委員長 よろしいですか。特に御発言もないようですので本件については、この程度にとどめます。

以上で、総務局関係の審査は終了いたしましたので、次にデジタル統括本部関係に入ります。

当局参集の間休憩いたします。

休憩時刻 午後0時39分

(当局交代)

開始時刻 午後0時41分

- 川口広委員長 それでは、委員会を再開します。

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- 川口広委員長 デジタル統括本部関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に対しては着座のままで結構です。市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年後横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- 川口広委員長 当局の説明を求めます。

- 古石デジタル統括本部長 デジタル統括本部です。よろしくお願いします。

それでは、補正予算議案につきまして御説明いたします。お配りいたしました令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号デジタル統括本部関係部分の概要についてを御覧ください。

まず1、歳入歳出予算補正の項目ですが、表の1行目、2款総務費3列目、補正額に記載のとおり、全体で2億4680万5000円の減額補正を行います。2、補正内容ですが、括弧1、職員人件費につきまして、共済組合負担金の料率の見込みが下回ったこと等によりデジタル統括本部分として597万9000円を減額します。

(2) 行政情報ネットワーク運用事業では、職員用ノートパソコン購入の入札残により5920万8000円を減額いたします。(3) 行政情報クラウド基盤事業では、クラウドライセンス提供管理委託の入札残及びライセンス利用期間の精査等により1億8161万8000円を減額します。

補正内容の御説明は以上です。よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 川口広委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する者なし)

- 川口広委員長 よろしいですか。特に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 川口広委員長 御異議ないものと認め、市議第137号議案関係部分については原案可決とさせていただきます。

以上で、デジタル統括本部関係の審査は終了いたしました。

◎ 閉会宣告

- 川口広委員長 本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出させていただきます。

次回の委員会日程ですが、2月17日火曜日、午前10時より、委員会室1において開会いたしますので、よろしくお願いします。

本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後0時43分